

再審請求書

2009年11月27日

東京高裁裁判所第11刑事部 御中

再審請求人 星 野 文 昭

弁 護 人 鈴 木 達 夫

同 和 久 田 修

同（主任） 岩 井 信

再審請求人にかかる殺人、現住建造物等放火、公務執行妨害、傷害、凶器準備集合被告事件について、東京高等裁判所第11刑事部が、1983（昭和58）年7月13日に言い渡した有罪判決（1987（昭和62）年7月17日上告棄却）に対し、再審請求人は、下記理由により、再審の請求をする。

請求の趣旨

再審請求人に対する殺人、現住建造物等放火、公務執行妨害、傷害、凶器準備集合被告事件について、1983（昭和58）年7月13日、東京高等裁判所第11刑事部が言い渡した有罪の確定判決に対し、刑事訴訟法第435条第6号及び第448条により再審開始の決定をなし、同法第451条により審理の上、無罪の判決を求める。

請求の理由

第1章 事案の概要等

第1 再審請求の経緯

1 概要

本件は、再審請求人に対する殺人、現住建造物等放火、公務執行妨害、傷害、凶器準備集合被告事件について、1983（昭和58）年7月13日、東京高等裁判所第11刑事部が言い渡した有罪の判決（以下「確定判決」という。）に対し、判決確定後、無罪であることを証する証拠を新たに発見したので、再審の請求をするというものである。

2 本請求に至るまでの経緯

（1）再審請求人は、1975（昭和50）年8月6日の逮捕以来、現在に至るまで**34年間**、一貫して無実を訴えてきた。

しかし、東京地方裁判所刑事第7部は、1979（昭和54）年8月21日、懲役20年に処する有罪の一審判決を言い渡した（東京地方裁判所昭和47年（わ）第7

7号、同第119号、同第194号、昭和50年合（わ）第293号、以下「第一審判決」といい、第一審判決を言い渡した裁判体を「第一審」という。）。

これに対し、再審請求人及び検察官の双方が控訴し、1983（昭和58）年7月13日、東京高等裁判所第11刑事部が第一審判決を破棄し、無期懲役の有罪の確定判決を言い渡した（東京高等裁判所昭和55年（う）第391号。確定判決を言い渡した裁判体を「確定審」という。）。

これに対し、再審請求人は上告したが、1987（昭和62）年7月17日最高裁判所第二小法廷は同上告を棄却し、東京高等裁判所の上記判決が確定した。

再審請求人は、同年10月30日に徳島刑務所に移監となり、現在に至っている。移監されてから、すでに22年以上が経っている。

（2）再審請求人は、1996（平成8）年4月17日、東京高等裁判所第11刑事部に対し、第1次の再審請求をなし（東京高等裁判所平成8年（お）第2号）、同裁判所は、2000（平成12）年2月22日再審請求の棄却決定をした（以下「原々決定」という。）。これに対し、再審請求人は、異議の申立てをなし（東京高等裁判所平成12年（け）第4号）、2004（平成16）年1月19日東京高等裁判所第12刑事部が同申立てを棄却した。再審請求人は、同年1月23日、特別抗告をしたところ（最高裁判所平成16年（し）第27号）、最高裁判所は、同抗告を棄却した。

（3）本件は、犯人識別供述の信用性が争われているところ、最高裁判所は、「本件当日の再審請求人の服装が薄青色の上着であって可能性が高く、この点に関するK r 供述には誤りがあったと認められる」と判示し、確定判決の証拠構造上、有罪証拠の核心である共犯者K r（以下「K r」という。）の供述の一部の信用性を否定したにもかかわらず、結論としては特別抗告を棄却した。

本請求は、こうした第1次再審請求の成果の上に立って、新たな証拠とともに確

定判決の誤りを明らかにするものである。

第2 全国の再審運動の展開

1 死刑阻止10万人署名運動

1979年1月、上記のとおり、第1審において検察官は死刑を求刑した。これは、戦前の暗黒時代にもなかった大衆運動に対する死刑求刑であり、社会的抗議がまき起こり、多くの人々が請求人の救援にたちあがった。急遽呼びかけられた死刑阻止10万人署名運動は、当初の目標を上回り、半年間で12万人もの署名を得るところとなった。署名運動は、全国の労働組合、学生自治会などが積極的に取り組み、さらに故荒畑寒村氏、故羽仁五郎氏などの著名人を始めとして、国会議員140名、学者、教育者、社会運動家、文学者、芸術家、宗教家の各界各層に広がった。これが、再審請求人の全国救援運動の始まりであり、「星野・荒川・奥深山3君を救う会」結成へとつながった。

2 不当な無期懲役判決

第1審の判決は懲役20年であった。ところが、1983年の東京高裁判決は、同判決を破棄して、無期懲役を言い渡したのである。

確定判決は、「本件のように現場において殺害の共謀をした場合において、その内容をなす殺意が、当初の未必的なものから確定的なものへ推移したときには、その殺意が終始未必的なものに止まるとの誤認があるとはいえ、構成要件的評価自体には何らの移動を生ぜず、また、その一事をもってしては、直ちに量刑を左右するに足りる程度の犯情の差異をもたらすものとも言い得ないから、これをもって、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認であるとすることはできない。」と判示（確定判決251頁）、確定的殺意以外に認定事実を変更しなかった。

すなわち、確定判決は、確定的殺意に変更しただけでは判決に影響を及ぼす事実誤認ではないと言いながら、**何ら具体的な理由を示さないまま**、量刑不当の検察官控

訴を取り入れて、有期懲役の一審判決を破棄して、無期懲役に変更したのである。先に結論ありきの不当判決というほかない。

3 父の死と再審運動の全国展開

確定判決は1987年に確定し、再審請求人は徳島刑務所に収監された。

しかし、その前年に獄中結婚した妻星野暁子に加えて、第1審以来、救援運動の先頭に立ってきた父星野三郎、母星野美智恵らを中心に、運動のさらなる拡大・発展がはかられた。

その中で、自ら千人を越える署名を集めて、息子の救援を訴えてきた再審請求人の父星野三郎は、「文昭と枕を並べて寝たい」という願いを果たすことなく、1990年に80才で逝去した。

この遺志を受け継いで、第1次の再審請求書提出を前にした1996年1月28日、杉並星野さんを救う会、徳島星野文昭さん救う会、沖縄万人の力で星野さんを取り戻す会を中心にして、「星野さんを取り戻そう！全国再審連絡会議」が発足した。同時に発刊された「星野再審ニュース」は、それ以来、本第2次再審請求書の提出時まで、150号を発行するに至っている。

そして、早期再審開始と釈放とを求める署名は、2007年9月には10万筆を超え、2008年7月14日の最高裁による特別抗告棄却決定時までにはさらに5695筆も寄せられ、合計10万5695筆になり、これらは最高裁判所に提出された。

再審を求める各地の救援会は、今日では全国で20を超えるに至っており、全国的に活動が展開され、重要な節目で裁判所への申し入れ、請願を行い、最高裁に対しても計7回の誓願を行ってきた。

一貫して無罪を訴える再審請求人の訴えに動かされ、全国の救援会は2009年になってからも、さらに千葉、茨城、大阪、福島、新潟、越谷市で結成されている。

4 母の死と執行停止申立の却下

こうした中で、再審運動の中心となって一日も早く釈放されることを願っていた再審請求人の母星野美智恵は、2006年12月に体調を崩し、2007年1月には重体に陥った。90歳になる高齢の母を再審請求人が見舞えるようにと各地の救援会が集めた「刑の執行停止」を求める上申書は、短期間に3969筆に達した。

にもかかわらず、検察官はこれを却下し、再審請求人の母は、「文昭に会うまでは」と重篤な病床からの願いも叶わず、2007年6月8日に逝去した。

再審請求人は、父母の死にも立ち会えず、35年間も獄中にありながら、一貫して揺るぎなく無実を主張してきたのである。

5 なぜ再審請求人たちは闘ったか—1971年11月14日の闘いの意義

本件当時、1971年11月中旬の政治情勢は、きわめて緊迫したものであった。

国会における、沖縄返還協定の批准採決が目前に迫っていたからである。この返還協定は、同年6月17日、沖縄と本土を貫く強い反対闘争を押し切って、日米両政府によって調印されていた。

1960年代後半、全世界的なベトナム反戦闘争と一体になって、本土復帰を求める沖縄の闘いは大きく高揚した。沖縄の人々は、本土復帰に現状変革の願いを託した。この当時、本土復帰とは、基地撤去のことであり、米軍による事故や犯罪からの解放であると考えられていた。第2次大戦以来27年間続いた米軍政からの解放を、沖縄の人々は全島あげて求めていたのである。本土復帰によって、まさか今のような沖縄になるとは、誰一人考えていなかった。

しかし、当時の佐藤政権が押し進めた本土復帰は、実は、米軍基地の永続化をはかる文字通りのペテン的政策であった。米軍基地の撤去など、問題にもならなかった。今も本土のわずか0・6%しかない沖縄に、在日米軍の専用施設の75%が集中したままである。今日では、返還協定の裏で、核兵器の持ち込みを始めとする数々の日米密約があったことも明らかになっている。

復帰の内実を知った沖縄の人々は、全島あげた反対闘争に立ち上がっていった。いわゆる島ぐるみ闘争である。それは、1971年11月10日の「返還協定批准阻止」全島ゼネストでピークを迎える。全軍労、自治体、教育労働者を中心とするゼネストの直接参加者は15万人であるが、何らかの形で関与した人は、総計70万人に達すると言われている。

その前日の同年11月9日、国家公安委員長が、国会周辺における集会・デモの禁止を発表した。これ以降、同年12月まで、国会周辺のみならず、東京都内でデモを行うことは、事実上不可能になった。

そして、同年11月17日、屋良朝苗・琉球政府首席が「沖縄県民最後の声」を携えて羽田空港に着陸する10分前に、衆議院における強行採決が行われた。

本件当日（同年11月14日）、渋谷の街は1万2000人の機動隊が投入され、戒厳令にも等しい状態に置かれた。デパートや商店は、休業を強制された。集会はおろか、立ち止まることさえ許されない状況であった。それでも渋谷には、検問や規制をかいくぐって数千人の大衆が集まり、機動隊と対峙し、デモ隊を待ち受けていた。

再審請求人たちは、このような状況下で、闘いに立ち上がったのである。

この日の主力をになったのは労働者であった。全国から集まった労働者たちは、クビをかけ人生をかけて、闘いの先頭に立った。池袋駅では、大阪から上京した中学校教師・永田典子さんが機動隊の襲撃を受けて殺害された。

中野駅に集まった再審請求人たちは渋谷をめざし、そこで待ち受ける大衆と合流した。沖縄の人々と連帯して、沖縄返還協定粉碎の闘いを貫いたのである。闘いは深夜まで続き、総計313人が逮捕された。

本件当時、国家暴力の前に我が身をさらして闘う以外に、抗議の声一つあげられない状況であった。

政府の不正義と闘うのは、権利であるばかりでなく、歴史的な義務でもある。再審請求人は、そのために、人間としてのすべてをかけて決起した。ここに、再審請

求人が、父母の死にも立ち会えず、35年間も獄中にありながら、国家権力に屈服しない根拠がある。

再審請求人は無実である。中村巡査殺害にはいっさい関与していない。

当時の密約もようやく明らかにされつつある。歴史に耐えることができるのは真実しかない。闘いの正義性を圧殺するために、無実の罪で再審請求人に無期懲役を強制し、35年間も投獄していることの誤りは直ちに是正されなければならない。

ただちに、再審開始決定を求める。

第4 確定判決の証拠構造

1 はじめに―再審請求人の一貫した主張

再審請求人は、再審請求に際して、1995年、東京高等裁判所に提出した陳述書において、次のように言っている（新証拠：弁2号証）。

「私はやっていない。私は一審以来、一貫して主張してきたように、中村巡査を殴打していないし、中村巡査への火炎瓶投てきの指示も一切していない。このことを、私は、私の良心と、人間としての全存在にかけて、一点の曇りもなく言い切ることができる。何ものによっても、覆すことのできない真実なのだ。」

それから14年たった現在においても、再審請求人は、再び同じ訴えをしなければならない（新証拠：弁1号証）。

「私は無実だ。私はやっていない。

中村巡査への殴打をしていない。

火炎びん投てき命令をしていない。

これは一点の曇りのない真実だ。」

再審請求人は、中村巡査を殴打していないし、中村巡査への火炎瓶投擲の指示も一切していない。再審請求人は無罪であり、無実である。

再審請求人は、逮捕以来、現在に至るまで実に34年間、徳島刑務所に移監され

てからも22年間、一貫して中村巡査の殴打行為に関与していないこと、中村巡査に対する火炎びん投てきの指示をしていないこと、そもそも中村巡査を囲む人垣の中にはおらず、その先の十字路にいたことを訴えてきたのである。

2 確定判決の内容

しかしながら、確定判決が認定した事実は以下のとおりである。

(1) 確定判決が認定した犯行に至る経緯

再審請求人は、1966（昭和41）年4月に、群馬県高崎市所在の高崎経済大学（以下「高経大」という。）に入学し、入学直後から学生運動に熱意を抱き、同大学学生自治会の再建をはかり、1969（昭和44）年6月ころには、荒川碩哉（以下「荒川」という。）を委員長、再審請求人を副委員長、奥深山幸男（以下「奥深山」という。）を執行委員の一人とする学生自治会が成立した。

上記3名は、いずれもマルクス主義学生同盟中核派（以下「中核派」という。）の同盟員もしくはその強い共鳴者であって、荒川は、その後連続三期自治会委員長を勤め、その間に、同自治会が組織加盟した全国学生自治会総連合（中核派系）の中央執行委員となり、再審請求人は、本件当時、いわゆる成田三里塚闘争の関係で捜査当局から指名手配を受けていた。

1976（昭和46）年に入り、いわゆる沖縄返還協定が、同年秋には批准されるのではないかと予想されるに至ったため、中核派は、同協定批准阻止闘争に全力を注ぐ方針を定め、同年10月には、11月14日首都総結集（以下「本件闘争」という。）を呼びかけ、同年11月に入るや、機関誌「前進」において本件闘争への参加を強く求めた。

そこで、荒川及び奥深山らは、高経大のみならず、近隣の群馬大学等の中核派のメンバーあるいは同調者に、本件闘争への参加を呼びかけ、同年11月6日には、Ot（以下「Ot」という。）、Kr、Ar（以下「Ar」という。）数名とともに、

法政大学で行われた本件闘争に向けての決起集会に出席し、席上、奥深山が、群馬地区からの参加者を代表して、本件闘争への参加の決意を表明した。

翌11月7日、荒川及び奥深山は、高経大自治会室において、参集した者に対し、本件闘争への参加を呼びかけ、同日夜には、約14名を荒川方に集め、本件闘争への参加を促した。そして、呼びかけに応じて、A r、S i（以下「S i」という。）ら3名くらいが闘争参加の決意を表明した後、奥深山は、参加者の班編成を説明し、同人が中隊長、A rが中隊副官になること（以下、奥深山を中隊長として編成された部隊を「群馬部隊」という。）、同月10日には上京して本件闘争に備えることなどを指示した。

11月10日、荒川及び奥深山は、他の者らとともに上京し、あらかじめ借り受けていた東京都目黒区内の中田ビル5階5号室の中田方に入り、同日には、中村、M aが、翌11日には、T o、A o（以下「A o」という。）がこれに合流した。

11月13日、荒川及び奥深山らは群馬部隊の集結方法を検討するなどし、同日夜、荒川は、中野駅集合部隊の指揮者打ち合わせ会議に出席して中田方に戻った奥深山とともに、T o、O t、I t、N o、S a、S i、A o、M a、Y a、K r、A r、N a、一旦立川駅に集合し、同日午後1時40分ころ、中野駅に到着した。やがて、同駅ホームには、労働者や学生ら約130名ないし140名が、それぞれ火炎びん、鉄パイプなどを携行して集合し、間もなく、再審請求人が姿を現わした。奥深山は、再審請求人の指示により、指名手配中の再審請求人を防衛するよう、A r、K r、I t、A oらに命じた（以下「防衛隊」という。）。再審請求人は、同駅ホームで、火炎びん等を携行する各部隊（以下「本件集団」という。）に対して、警察署、交番等への放火、機動隊員の殺害に関するアジ演説をし、これに呼応する本件集団を指揮して、同駅を出発し、新宿駅で小田急線に乗り換え、同日午後3時13分ころ、同線代々木八幡駅に下車した。

その後、再審請求人の指揮する本件集団は、同駅前から駆け足で渋谷方面へ向かい、途中、東京都渋谷区神山町所在の警視庁渋谷警察署神山派出所（以下「神山派

出所」という。)付近において、道路上に横隊となってその進路を規制していた小隊長富澤健三以下27名の警察官と遭遇するや、再審請求人の号令の下、多数の火炎びんを投てきし、3名の警察官に加療約2週間ないし約1年4か月を要する各傷害を負わせ、また、同集団の一部の者は、神山派出所に火炎びんを投げ付けて放火し、同派出所の土台、天井板などを焼損した。

(2) 確定判決が認定した「罪となるべき事実」

同日午後3時20数分すぎころ、東京都渋谷区神山町11番10号近藤忠治方前路上において、本件集団に属する多数の学生、労働者の攻撃を受けて後退中の巡査中村恒雄(当時21歳、以下「中村巡査」という。)を発見するや、鉄パイプ等を持った再審請求人、奥深山、大坂、A o、K r、A rらを含む数名にてこれを捕捉して順次取り囲み、再審請求人の「やれ!」との号令や大坂の「殺せ、殺せ」の怒号に呼応し、即時同所において、上記の者らは、共同して中村巡査が死に至るかもしれないことを知りながら意思相通じて、棒立ちのまま無抵抗の同巡査に対し、上記の者らにおいて所携の鉄パイプ、竹竿等で中村巡査の頭部、肩部、腹部を多数回にわたって乱打し、それにより路上に中村巡査が倒れるや、上記の者ら及び同巡査をその後順次取り囲むに至った本件集団の者ら数名は、再審請求人の火炎びん投てきの指示のもとに、同巡査を殺害しようと決意し、その意思を相通じた上、A o、A rらを含む数名の者が、中村巡査めがけて火炎びん数本を投げ付け、これを発火炎上させて同巡査に火傷を負わせ、翌15日この火傷により同巡査を死亡させて殺害した。

なお、確定判決は、第1審の懲役20年の判決を破棄して、無期懲役判決を言い渡した。確定判決は、破棄に際して、第1審判決の判示内容である「右の者ら及び右状況を認識して同様に未必の故意を抱きこれらの者と意思相通じて同巡査をその後順次取り囲むに至った前記集団の者ら数名において、被告人星野の指示のもとに」を、「右の者ら及び同巡査をその後順次取り囲むに至った前記集団の者ら数名は、

被告人星野の火炎びん投てきの指示のもとに、同巡査を殺害しようと思意し、その意思を通じたうえ、」に訂正した（確定判決266頁以下）。

3 確定判決が有罪とした事実

上記のとおり、確定判決の「罪となるべき事実」は、第一に、再審請求人を含む者らが中村巡査を取り囲み乱打した行為であり（以下「殴打行為」という。）、第二に、再審請求人の火炎びん投てきの指示の下、A o、A rらを含む数名の者が火炎びんを投げつけ、中村巡査に火傷を負わせた行為である（以下「火炎びん投てき指示」という。）

4 確定判決の具体的な事実認定と対応する証拠関係（証拠構造）

確定判決の認定した事実と対応する証拠関係は、以下のとおりである。

（1）中村巡査に対する殴打行為

ア 確定判決の認定した事実

再審請求人、奥深山、大坂、A o、K r、A rら数人が、中村巡査を捕捉して、順次取り囲み、再審請求人の「やれ」との号令や大坂の「殺せ、殺せ」の怒号に呼応して、再審請求人を含む数名の者らが、中村巡査に対し、所携の鉄パイプ、竹竿等で同巡査の頭部、肩部、腹部を多数回にわたって乱打した。

イ 証拠

確定判決は、K rの2. 14検面及び4. 26検面において、再審請求人の中村巡査に対する殴打を明瞭に供述しており、同人の荒川・19回及び星野・4回（*）の各証言の内容等から上記各検察官調書の信用性が認められるとし、これに、O tの2. 17検面及びI tの2. 4、同2. 10、同2. 19の各検面を総合すると、再審請求人が中村巡査を殴打した事実を認めることができるとして

いる（確定判決216頁）。

* 第一審では、審理が先行していた荒川碩哉及び奥深山幸男に対する公判に、再審請求人の被告事件が途中から併合された。そこで、以下、荒川・奥深山の第1回公判での尋問調書が再審請求人の関係で証拠とされたものは、荒川19回の例により、その他は星野1審4回の例により、確定判決を言い渡した控訴審8回公判のものは、星野控訴審8回の例により示す。

ウ 検討

(ア) K r 以外の証拠について

確定判決は、中村巡査の殴打行為に加わったとされた「共犯者」として6人をあげているが、そのうち再審請求人の中村巡査の殴打行為関与を供述している者は、A o、K r しかいない。A o 及びA r の各供述については、確定判決自体が、「同人らは、同被告人の中村巡査に対する殴打の状況を現認しなかったか、あるいは現認したとするには疑いがあるものと言うべきである」として、排斥している（確定判決217～220頁）。特に、A o は、再審請求人の殴打行為を検察官調書の中で供述していたにもかかわらず（同2. 25検面）、確定判決はこれを信用しなかったことに留意すべきである。

また、殴打行為には加わってはいないが本件犯行現場を目撃したとするO t は、公判で事実上証言拒否をしており、同じくI t についても、再審請求人が中村巡査に対する暴行に加わったとは思わないと公判で証言している。これらからすると、いずれも捜査段階の供述を全面的に信用することはできず、確定判決も、その判示からして核心証拠として扱っていないことは明らかである。

さらに、第三者の目撃証言は、いずれも再審請求人を識別していない。むしろK r 供述及び今回の新証拠と相まって、再審請求人とは別に、きつね色の服を着た殴打者が別に存在したことを裏付けるものである（後述）。

(イ) K r の捜査段階供述と公判証言の位置づけ

確定判決は、「きつね色の上着」（荒川19回）及び「きつね色の背広の上下」（星野1審4回）を着た人が殴打行為者である旨の各K r 証言を引用している（確定判決215頁）。そして、神山派出所付近において「トラ部隊前へ。」という発言をした者あるいは本件現場で「道案内。」と呼んだ者は、当日リーダーシップを取っていた人であるとか、きつね色ないしカーキ色の背広を着た人であるとK r が証言しているとした上で、「トラ部隊前へ。」「道案内。」と言った者は、関係証拠により再審請求人であるとする（確定判決214ないし215頁）。したがって、一見、確定判決は再審請求人を有罪とするにあたり、K r 公判証言に依拠しているかのようにも読める。

しかし、2. 14 検面及び4. 26 検面が刑事訴訟法321条1項2号書面として採用されていること、したがって公判証言と捜査段階供述は基本的に相反していると判断されたこと、K r の公判証言では殴打場面における殴打者については再審請求人と特定せず、服の色しか証言していないこと（荒川19回63丁裏等）、確定判決はK r が捜査段階において再審請求人の中村巡查への殴打を「明確に供述」していると認定していること、等からすれば、確定判決における再審請求人有罪の核心証拠は、K r の捜査段階における上記各検察官調書にあると解するのが相当である。

特に留意すべきは、K r は、星野1審4回では、「きつね色の背広の上下」を着た人が殴打していたと証言しているが、同人が星野であるとは識別していないことである。同公判証言の趣旨は、捜査段階における「氏名による特定」の経緯を説明した点にあった。すなわち、殴打者を現認して、それにより、そのまま再審請求人と識別したのではなく、あくまでも「きつね色の上着」「きつね色の背広の上下」を着た人が殴打していたことを目撃して、その服装の色から再審請求人と「推測」して捜査段階に供述したというのである。

そして、K r は、次のように証言した。

「クリーム色の背広上下、これは、警察や検事から出された。

ものではないです。

あなたの、だれからも影響をされていない自分自身の記憶と言うことになるわけですか。

いや、星野さんがその服装をしていたというんじゃなくて、先ほど申しあげました点在する記憶の中で、まあ警察の取調べもそうですけど、**事件の現場に、そのきつね色の上下の人がいたということは記憶があるわけです。そこから、逆にさかのぼって行って、最初あった時にその服装だったというよ**
うな供述になったというように記憶していますけれども。」

(星野控訴審 7 回)

したがって、「トラ部隊前へ。」という発言をした者や「道案内。」と呼んだ者が、当日リーダーシップを取っていた人であるとか、きつね色ないしカーキ色の背広を着た人であるという K r の証言についても、号令をかけた人であり当日リーダーシップを取っていた人であるから、K r は、号令者についても、捜査段階での殴打者供述に引きずられて、きつね色ないしカーキ色の背広を着ていたはずだと推測して証言した疑いが強い。

いずれにしても、K r の公判証言は、殴打者を再審請求人と特定する直接証拠として扱うことはできない。

(ウ) まとめ

したがって、再審請求人と犯行との結びつきについては、物証や第三者目撃証言等の強力な証拠は一切なく、K r 供述、しかも同人の公判証言ではなく、捜査段階における 2. 1 4 検面及び 4. 2 6 検面こそが、確定判決が再審請求人を殴打行為に関与したと認定した際の核心証拠であり、証拠構造上、同証拠の信用性が崩れれば、確定判決の事実認定に合理的疑いが生じることは明らかである。

(2) 火炎びん投てきの「指示」

ア 確定判決

一審判決では、「被告人星野の指示のもとに」と適示するだけで、具体的指示文
言は特定されていなかったのに対し、確定判決は、再審請求人が「火炎びんを投げ
ろ」と指示・号令した（確定判決250頁）と認定した。

イ 証拠

確定判決が適示する証拠は、A oの2. 16 検面及びA rの4. 12 検面の2つ
しかない。

ウ 検討

(ア) A o及びA r以外の証拠

確定判決は、上記A o及びA rの各検面以外には、再審請求人による火炎びん投
てきの「指示」の証拠を適示していない。

例えば、K rは、火炎びん投てき指示については、再審請求人であると特定して
いないし、むしろ、2. 14 検面では、再審請求人のいた方向と**別の方向から**「指
示」が聞こえたと述べている。

O tも、当初から一貫して火炎びん投てきの指示は**奥深山の声**であったと述べ、
6. 26 検面になってはじめて、「**星野か奥深山の声**で、『火炎びんを投げろ』と
いう声がした」としている。当初の「奥深山の声」という供述が、4か月後には「
星野か奥深山の声」に変わっていることには、不当な誘導の跡が明らかである。

いずれにしても、A o及びA r以外には、火炎びん投てきについて何ら再審請求
人の「指示」を示す証拠はない。

(イ) A o及びA rの捜査段階供述と公判段階供述

しかも、A o 及びA r はいずれも検察官調書の供述内容を公判で撤回している。

すなわち、A o は、荒川・26回において、再審請求人の指示は聞かなかったとし、星野1審3回及び星野控訴審8回においても、同旨の証言をしている。

A r も、荒川・29回において、「火炎びんを投げろ。」との「指示」が誰の声だったか分からないと述べ、星野1審2回においても、同指示が再審請求人の声だったか判然としないと述べている。

(ウ) まとめ

したがって、再審請求人と火炎びん投てき「指示」との結びつきについては、物証や第三者目撃証言等の強力な証拠は一切なく、A o 及びA r の各供述、しかも同人らの公判証言ではなく、捜査段階における上記各検面しかない。すなわち、A o 及びA r の各検面こそが、確定判決が再審請求人を火炎びん投てきを指示したと認定した際の核心証拠であり、証拠構造上、同証拠の信用性が崩れれば、確定判決の事実認定に合理的疑いが生じることは明らかである。

第2章 確定判決の脆弱性—K r 供述の誤りを認めた第1次最高裁棄却決定

第1 確定判決の脆弱性を確認する意義

1 はじめに

第1次再審請求については、前記のとおり、最高裁によって、その特別抗告が棄却された（以下「最高裁棄却決定」という。）。

しかしながら、最高裁棄却決定は、再審請求人を殺人罪で有罪とした核心証拠であるK r 供述の間違いを認めた。これは、確定判決の証拠構造がいかに脆弱であるかを端的に示すものである。新証拠の検討の前に、まず、確定判決の証拠構造の脆弱性について確認しておくこととする。

2 確定判決の脆弱性を確認する意義

最高裁判例である白鳥・財田川決定は、新証拠の孤立評価や確定判決の心証引継ぎの論理を排して、新旧両証拠による総合評価・再評価により新証拠の明白性を判断すべきとした。

すなわち、再審請求の審理にあたっては、白鳥決定の判示に「審理中に提出されたとするならば」とあるとおり、未だ全証拠の証拠評価が確定していない状態において新証拠が提出されたと考えて、「当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断」しなければならない。白鳥決定が「総合認定における各証拠は相互に関連するものとして裁判官の心証形成に作用する」ことを指摘して、同事件で争点とされた証拠弾丸の証拠価値の低下が「証拠弾丸と相互に関連する**他の証拠の信憑性に影響を及ぼす**」と判示していることは、まさにこのことを確認したものである。

これに続く松山事件の再審開始決定が、「**個々の供述につき新証拠のあるものも、特段の新証拠のないものも合わせて真実性の再検討をすることは、証拠の総合評価上欠かせない**」ことであり、このようにしても確定判決の心証にみだりに介入するこ

とには決してならない」と判示したのも（仙台地決昭54・12・6判時949号11頁）、上記白鳥決定の趣旨を正しく理解したものである。

したがって、本件においても、まず最高裁棄却決定の内容を再検討することで、確定判決の証拠構造の脆弱性を確認し、問題の所在を再確認しておくことは重要である。それにより、新証拠の明白性が明らかになるからである。

第2 最高裁棄却決定から見た確定判決の脆弱性

1 最高裁棄却決定の内容

(1) 「中村巡査に対する殴打行為について」

最高裁棄却決定は、「これらの証拠を総合すると、本件当日の申立人の服装が薄青色の上着であった可能性が高く、この点に関するKr供述には誤りがあったと認められる。」と判示し、再審請求人の有罪証拠の核心であるKr供述について、その誤りをはじめて認めた。

しかしながら、同決定は、「Krは、背広の色の供述に誤りがあるとしても、公判において、これらの行動をした者についてきつね色ないし同系統の色の背広上下を着ていたと供述しているのであって、機動隊員を殴打した者についての前記供述部分も申立人を指しているものと解され、この供述によって申立人以外の者の犯行を示しているとはいえない。」として、再審請求人を犯人に識別したKr供述を最終的に採用してしまった。

(2) 「火炎びん投てきの『指示』について」

また、最高裁棄却決定は、Aoが再審請求人の「火を付けろ」というような声は聞かなかった旨星野1審で証言していることを指摘して、新証拠に明白性があるとはいえないと判示するとともに、確定判決の挙げるAo及びArの各検察官調書は、声による識別であるとしても、その信用性に問題はないと判示した。

2 確定判決のつまみ食い

しかし、最高裁棄却決定により、確定判決が、有罪の核心証拠について「つまみ食い」をしていることが、さらに明らかになった。

第一に、中村巡査に対する殴打行為の認定において、最高裁棄却決定によれば、確定判決が依拠するK r 供述のうち、殴打現場で服の色から再審請求人を識別した供述は間違いであり信用できないが、殴打現場以外で後ろ姿や声から同人を識別したとの供述は信用できるということになる。

第二に、火炎びん投てきの指示行為の認定において、確定判決が依拠するA o 供述のうち、確定判決自らが判示するとおり、再審請求人が殴打していたとの目撃供述は信用できないが（確定判決217頁）、再審請求人が投てきを指示した声を識別したとの供述は信用できるというのである。

すなわち、確定判決は、有罪の核心証拠について、いずれも「つまみ食い」をしているのである。

3 供述の一体性と他の部分の信用性への影響

一般に、供述は一体として録取されるものであるから、一部に重大な間違いがあれば、他の部分の信用性にも重大な疑問を投げかけるものである。

仮に最高裁棄却決定のように、A o の検察官調書に再審請求人の殴打場面を目撃した旨の供述があっても、目撃したとは認められないと言うのであれば、他の供述部分についても疑問が生じ、同じように信用することができなくなるのが自然である。

この点、最高裁棄却決定は、K r が、再審請求人が渋谷に向かう途中で「虎部隊前へ」と指示し、また「道案内」と呼んだことについて証言していることをとらえて、これらの行動をした者についても間違った服の色の背広上下を着ていたと証言していること、さらに、再審請求人の声を聞き分けたかのような供述があることを

指摘し、あたかも、K r が、服装の色ではなく、その言動や声で再審請求人を識別したかのように判示した。

しかし、K r は、殴打現場においては、後述するとおり、殴打者について服装の色で識別していたのである。最高裁棄却決定は、K r の殴打現場における殴打者の識別供述と、他の場面での識別供述を混同しているところに決定的な誤りがある。問題になっているのは、あくまでも殴打現場における殴打者の識別供述なのである。

そして、服の色による識別供述で重大な間違いをしているのであれば、言動や声による識別供述にも重大な間違いをしていることは大いに考えられることである。

4 争点としての犯人識別供述

本件の証拠構造は、すでに見たとおり、「共犯者」とされた者の供述だけであって、第三者による目撃証言や物的証拠はない。典型的な冤罪事件の証拠構造となっている。

そして、本件の争点は、犯人識別供述である。中村巡査を殴っていたのを再審請求人と識別した供述の信用性であり、火炎びん投てきの指示を請求人によるものと識別した供述の信用性が問題となっている。

例えば、K r は、本件当時、群馬工業高等専門学校の3年生で少年であった。再審請求人とは本件当日初めて会い、再審請求人の顔も同日初めて見たものであり、既知の間柄では全くなく、しかも再審請求人は当日「みなかみ」と名乗っており、再審請求人を「星野」という名前では認識していなかった。

逮捕当日のK r の2・2員面によれば、以下の通りである。

「九、私のこの 一一月一四日の任務は、軍団長か何かの当日の私達組織の重要人物である**偽名で『みなかみ』**とかいう人の防衛隊の一員でした」(15丁)

つまりK r は、少なくとも逮捕当日の時点では、「みなかみ」なる人物が「星野」であるとの認識は本件当日にはなかったのである。

また、K r は、公判でも次のように証言している（星野 1 審 4 回）。

その、前の証言で、中野駅ホームで星野文昭という人の姿は見たと言われましたね。

はい。

その人は、今、この法廷にいる被告人ですか。

確定しがたいです。というのは、当日初めて会ったわけですね。初めて会って、それほど、顔を時間的に見ていないということが一つあります。それともう一つは**星野文昭という名前を聞いたのは、そこに参加した人が星野文昭だというふうに確定的に聞いたのは、取調べの段階だった**わけですね。それより以前に、高経大生の O t 君から、一応チラッと名前を聞いているわけですが、そのときは、別段、**名前とかを気にしていた**ということはないです。

その時に、星野さんという人は、機動隊員の左斜め前にいたと、前回の証言では、そうなってるんですが、これは左斜め前で間違いありませんか。

星野さんが、ということですが、要するに、その場で見ているのは、ぼくが見ているのは、きつね色の背広の上下を着た人ですか。中肉中背という感じの人ですね。その人が鉄パイプを持って殴ってるのを見てるといふ形では供述したわけですね。それに対して、警察官あるいは検察官は、それはだれかということを知られたわけですね。ところが、その現場でほとんど初めて会った人たちばかりなわけですね。すると、人物として特定しがたいわけですね。それに対して、じゃ、お前の記憶の範囲で名前を知っているとか、見たことのある人間をあげろということだったわけですね。そのとき、**星野さんだったんじゃないか**という、その人、きつね色の上下を着た人ですね。それに対して、ほかの人間も言

っているから、それは間違いないだろうということで、調書に記載されていったという過程を一応、ふまえておいてください。」

K r は、上記のとおり、星野文昭の名前を確定的に聞いたのは取調の段階であると証言しており、結局、殴打者は「星野」ではないかとの名前を捜査官から受け、それに誘導を受け、迎合したことは上記証言からも明らかである。

K r を取り調べた警察官である石井紘三も、「**星野くんに対しては、クリーム色というだけで、星野くんと言っていたというようなことでもなかったように私は記憶してるんですが。**」（星野控訴審19回）と証言し、これに符合している。

そして、K r は、1980年11月28日、破壊活動防止法違反被告事件（被告人松尾眞）の1審55回公判において、本件当時に再審請求人が偽名を使用していたことや、星野という実際の名前は取調で教えられたことを再度証言している（新証拠：弁26号証）。

（検察官）

大分たくさんいたようですけれども、指揮をする者はいたんですか。

はい、いました。

名前は記憶ありますか。

当時、偽名でしか記憶してなかったんですが、取調べで星野さんという方だと

その人だけですか、指揮者は、

何人かいたとおもうんですが、

取調べ受けた段階で星野という名前はわかったと言いましたね。

はい。」（26丁）

以上によれば、少なくとも、確定判決が依拠するK r の4. 26 検面における「星野が殴っていた」とする供述は、K r が再審請求人を「星野」という名前で認識していない上、K r の供述を正確に録取したとはいえない。「星野」という名前が出た理由・経緯、「星野」と特定した理由がいっさい調書上不明だからである。

したがって、本件では、K r が、「星野」という名前で特定した犯人識別経緯、犯人識別根拠が争点となるのである。

識別根拠の説明のないままでの「星野」との「氏名による特定」は、K r の 2. 1 4 検面でも明らかである。すなわち、K r は、機動隊員を殴っていた者を A ないし G と名付けた上で、A を道案内の男、C ないし G を不明としながら、以下のとおり、B だけを**識別根拠なく**「星野」と断定しているのである。

この三人に追い抜かれたころ、前方約一〇メートル位の米屋のシャッターの所では、機動隊員が四、五人からはげしく殴られていました。略図で A B C D と記載したのが殴っていた男達で

A は道案内の男

B は星野

C は不明

D は不明

です。

A の道案内の男は長さ三、四〇センチ位の黒いバール（一方の先端が曲ってクギを抜くのに使用し、他方の先端が薄くなっている物）をふり上げてはげしく機動隊員を殴りつけていました。

B の星野は長さ四、五〇センチ位の鉄パイプをふりかぶって同じように機動隊員を殴りつけていました。

C と D はどちらか一方が長さ一メートル位の竹竿を持ち、一方が何かは分からなかったが、何かの武器を持っており、二人とも A、B と同じく機動隊員を殴りつけていました。

前回供述したように、ヘルメットがコンクリートの床に落ちた時のような音や、竹が身体に当たる時のような音をたてており、めった打ちに殴りつけていたのです。

以上が略図②の状況です。

四 続いて私を追い抜いたE、F、Gの三人が、機動隊員に一斉に飛びかかり竹竿や鉄パイプで殴り始めたのであります。つまり最初めった打ちにしていたA、B、C、DにE、F、Gが加わって七人位で機動隊員を殴り続けたのです。

この時、**Bすなわち星野**が鉄パイプで機動隊員を殴りつけながら
殺せ、殺せ

とかすれたような異様な声で叫び続けていたのが印象的でした。

この時、機動隊員がどういう状態であったかは、A B C D E F Gの姿に隠されていたので良く分かりません。

いったい、K rは、再審請求人が星野という名前も知らないのに、何を根拠に「Bは星野」「Bの星野」「Bすなわち星野」と名前で断定したのか。上記調書からは一切明らかではない。

この答えは、上記2. 14 検察官調書の2日後の、**2. 16警察官調書**にあった（検察官は1審では開示せず、控訴審において開示した）。

「顔を覆っている手を、**うすいクリーム色の背広の人が鉄パイプでしきりに殴りつけていました。この時、このような服装の人は星野さんしかいないので、顔は見えていませんが、この殴っていた人は星野さんだっと思います。**」（2・16員面8項）

K rは、殴打現場において、服装の色から再審請求人と推測して識別供述したことは明らかである。

これに対し、最高裁棄却決定は、指揮者としての言動や声によって、再審請求人を識別していたとし、その際にも「きつね色ないし同系統の色の背広上下を着ていた」と供述しているとしている。結局、同決定は、K rが、再審請求人について、服装の色とは別の根拠で識別していたと認めていることになる。

しかし、K rは、殴打現場における殴打行為者の識別は、すでに引用したとおり、服の色でしているのである。最高裁棄却決定は、K rは、再審請求人を声で識別し

ていたとして荒川19回公判証言を引用するが、同証言では、次のように述べている（荒川19回63丁表以下）。

（検察官、以下同）

その時、星野さんという人の姿は見ましたか。

（K r、以下同）

後ろ姿を見ているように記憶しています。

どこにいましたか。

機動隊員の左斜め前ですか。

何メートルくらいの所。

ほとんどくっついていたんじゃないかと思います。

この人は殴っていたわけですか。

実際に殴って当たる部分を見てるわけじゃないですけど、**星野さんの特徴だったきつね色の上着ですか**の腕が振り上がってるのを見えています。

何を持っていたんですか。

鉄パイプだったです。

何センチくらいの。

四十センチ前後じゃないかと思います。

ところが、「星野さんの特徴だったきつね色の上着」が間違いだったのである（新証拠：弁21～25。後述するとおり、新証拠特に警察の総括捜査報告書により再審請求人が薄青色の上着を着ていたことは明らかであり、最高裁棄却決定も認めざるを得なかった）。

最高裁棄却決定は、K r 証言をつまみ食いして、再審請求人を声により識別していたとするが、そもそも声による識別証言がいかにも信用性がないことは心理学の知見に明らかである（新証拠：弁17～19号証「発話者の同一性識別と耳撃記憶の心理学」）。

例えば、K r は星野の声の特徴として「甲高い声」というが、デモ隊には数多くの大隊長や中隊長といった指揮者がいるのであって、そうした指揮者の声は声を上げ続けることによって、甲高い声として似通ってくるのである。

また、K r は、星野が「殺せ、殺せと叫びながら」と供述しているが、確定判決でさえ「大阪の『殺せ、殺せ』の怒号に呼応し」と認定しているとおりに、証拠上、本件現場では「殺せ、殺せ」と叫んでいた者は他にもいたのである。同じ混乱した現場で、「殺せ、殺せ」という同じ言葉を叫んでいる大阪と星野を、K r が識別できたはずがないのである。

さらに、K r は、火炎びんを投げろと言ったのは再審請求人ではないと思うとも調書で言っている。仮にK r による声の識別が正しいなら、少なくとも再審請求人以外にも火炎びん投てきの指示を出した者がいると言うことであり、まさに本件現場のように多数のデモ隊がいる場所では、複数の指揮者をはじめとする者が、あちこちで声を張り上げているのであって、その中で再審請求人の声を冷静に識別することは不可能に近い。

実際、取調後の記憶の混同、混乱はK r 本人も認めているところである。K r が「トラ部隊前へ。」という発言をした者や「道案内。」と呼んだ者が、当日リーダーシップを取っていた人であるとか、きつね色ないしカーキ色の背広を着た人であるという証言についても、号令をかけた人や当日リーダーシップを取っていた人のはずであると思ひ込み、K r は、号令者について、自分の殴打行為者の識別供述に引きずられて、きつね色ないしカーキ色の背広を着ていたはずだと混同、混乱して証言した疑いが強い。

K r は、次のように公判で証言している（星野 1 審 4 回 4 0 丁裏以下）。

（検察官、以下同）

それから後に判明した中村巡查ですけれどもこの人をシャッターの前でかこんでいた状況についてお聞きします。この現場では星野君は見てるわけですか。

(K r、以下同)

星野さんというかたちでは見ていないです。

どうかたちで見えていましたか。

先ほど申しあげましたとおり四、五人の人間がいてその中にきつね色の上下を着てる人がじゃっかん半身くらい影だけ見えたわけです。それが中肉中背でまあ、ぼくが知ってるのはだれかというかたちで。

今でもその印象は覚えてますね。

当時のその場の状況ですか。

その中肉中背できつね色のうんぬんという。

うっすらとですが、覚えてますね。**ただ取調べの段階のとごっちゃになってどこまでが事実なのか自分でもわからないですけれども**

今この被告人を見てこの人がこの現場でちらっと見たいわゆるきつね色の背広上下の人だということは言えますか。

それはちょっと絶対言えないことだと思います。

5 小括

以上のとおり、最高裁棄却決定のとおり、服装の色で再審請求人を識別している部分に誤りを認めるのであれば、当然、他の部分の信用性判断にも影響が出てくるはずである。しかし、最高裁棄却決定は、他の部分への影響を一切検討しない。

むしろ、最高裁棄却決定によって、確定判決の脆弱性が明らかとなった。本件における最大の争点は、少年である「共犯者」による、脆弱な犯人識別供述の信用性にある。K rは供述当時18歳【1953年10月4日生】、A oは供述当時19歳【1953年1月29日生】、A rは供述当時、実に17歳であった【1954年11月23日生】。

第3章 新証拠により明らかにされた本件の真相

第1 本件の真相—きつね色の服を着た「殴打者」は別にいたこと

K r が、再審請求人を「殴打者」と識別した根拠は、きつね色の服を着ていたという服の色にある。そして、**Krが供述した「殴打者」は、再審請求人とは別に実在した**のである。これは新証拠に明らかである（弁4、9～16、21～25）。

第1次再審請求に対する最高裁棄却決定は、K r は、服の色は見間違えたか、記憶間違いをしたとしながらも、再審請求人の殴打行為については、確かに後ろ姿や声から識別して目撃していたという。仮にそうであればきつね色の服の「殴打者」はいないはずである。しかし、K r が「目撃」したきつね色の服の「殴打者」は実在したのである。

これは、事件直後の第三者による目撃供述により明らかであったが（阿部、福島各の各供述）、今回の新証拠により決定的に明らかとなった。きつね色の服を着た「殴打者」がデモ隊の先頭にいたことが、新証拠として提出する本件現場のデモ隊の撮影写真に写っていたのである（新証拠：弁12～14号証【写真】）。

しかも、第三者の目撃供述では、きつね色の服の男は「反戦」と書かれたヘルメットを被っていたと目撃されているが（阿部供述）、まさに新証拠の写真には、きつね色の服の男で「反戦」と書かれたヘルメットを被っている男が撮影されているのである（新証拠：弁13、14号証）。

K r は、再審請求人の服の色を見間違えたり、記憶間違いをしたのではなかった。**Krは、真実、きつね色の服を着た男の殴打場面を見たのであり、それは再審請求人ではなかった**のである。上記新証拠は、再審請求人の無罪証拠である。

そこで、本章では、まず第一に、第三者の目撃証言がきつね色系統の服を着た男が殴打していたことを証言していること、第二に、新証拠として提出する本件現場のデモ隊の撮影写真には、K r が供述するようなきつね色系統の服を着た男が写っ

ていたこと、第三に、再審請求人は、本件当日薄青色の背広上下を着ており、きつね色の服を着ておらず「殴打者」ではありえないことを、以下、それぞれ検討することとする。

第2 きつね色の服を着た「殴打者」の实在

1 第三者の目撃供述①—阿部隆雄

事件当日、中村巡査殴打現場から70メートル手前にあった都民交通の整備士であった阿部隆雄（以下「阿部」という。）は、極めて詳細に、デモ隊員による中村巡査追跡、捕捉、殴打の一連の過程を目撃している。

阿部は、事件後15日目の1971年11月29日に、以下のように供述している（同日付検察官調書）。

10人位が一団となった機動隊員が神山交番の方から東急デパート方面に駆けておりました。彼らの駆け方は、疲れているのか着衣が重いのかわかりませんがまるでマラソンをしている様に遅かった感じでした。

するとその後方40米位のところを白いヘルメットをかぶった学生らしい集団が、手に手に火炎瓶や長い棒の様な物を持って追っ駆けて来ました。先ほど申したとおり機動隊員の駆け方は、非常に遅かったのですが追っ駆けている集団は、身軽のためかすごい速さでした。

（中略）

それらが会社の前を通過してからは、私も窓から身をのり出して東急方面を見ておりました。」（4丁～5丁）

すなわち、同人は、本件現場を目撃し、都民交通前をデモ隊員らが通過してからも「窓から身をのり出して」注意しながら追尾し、殴打現場での状況を以下のように詳しく供述している。

六 私の会社から六〇米位東急方向に寄った所に近藤というパン屋があっ

てそこは交差点になっておりますが、逃げた機動隊員中八名位は、その交差点を左折して私から見えなくなりました。

しかし、最後尾で逃げていた二人の隊員中一人の隊員がものすごい速さで追っていた学生風の男に追いつかれたらしく、パン屋の前辺りで長さ一米五〇糎から二米位の竹竿の様な物で右肩付近をなぐりつけられました。

そのため、その隊員は、後を振り返り、その男に抵抗しているように見えました。そこへ五名位の白いヘルメットをかぶった男、その中の一人は、ヘルメットなしでしたが、追いつき機動隊員と乱闘となりました。

その隊員は、盾や武器は、持っていなかったように思いますが、五、六人の男達に棒の様な物で体中をなぐられている様子で、やがてその場に倒れてしまいました。

六（マ）その頃白いヘルメットの後続集団二、三〇名がその現場に追いつき先の男達と一緒に倒れた機動隊員を真中に取り囲み円陣を張りました。（6丁から8丁）

阿部は、以上のように、殴打現場目撃状況を供述した後、殴打行為者の特長を具体的に供述している。すなわち、

一番初めに、すごい速さで機動隊員を追い駆け、持っていた二米近い竹竿の様な物で隊員をなぐった男は、前に黒字で反戦と書いた白ヘルメットをかぶり身長は、私と同じ位に見えたので一七八センチ位、少しやせ型の年齢二二、三才タオールで覆面をし、その両端を下にさげておりました。メガネをかけていたかどうかははっきりせず、着衣は黄土色の作業着か背広のような上着にGパン、色のついているズック靴、左脇下に火炎瓶らしい物がかかえていた男性でありました。

つづいて追っていた五名位の連中は一人だけヘルメットがなかったのですが、他の者は、反戦又は中核と書いた白ヘルメットをかぶっておりました。その中で特徴のある者の一人は、髪を七・三に右に分け、身長一七八セン

チ位、マスクをかけ黒っぽい半コート黒ズボン姿の二〇才位の男性および身長一七五センチ位、茶とネズミ色を混ぜたようなブレザーコートを着たうえGパンをはいていた男性と身長一六五センチ位の背のやや低い男で黒っぽいコートを着てマスクかタオルで覆面をしていた男性でありました。

(11丁～13丁、強調は弁護人)

阿部は、最も特徴的人物としてあげている「すごい速さで」機動隊員を捕捉し殴打した人物の着衣について、「黄土色」という「きつね色」系として供述しており、K r の供述調書及び公判証言と一致している。

また、阿部は、機動隊員を追いかけた6名の者について注視し、上記のとおり、その特徴をできるだけ供述しているが、そこには、再審請求人の特徴(服の色等)に合致する者はいない。これも、再審請求人が本件現場で中村巡査を囲む輪の中にいなかったことの証左である。

ここで留意すべきは、阿部が、「反戦」と書かれたヘルメットを被っていたと供述していることである。これに対し、再審請求人は、「中核」と書かれたヘルメットを被っていた。

再審請求人は、例えば1984年2月29日付上告趣意書(14～15頁)で次のように述べていた。

私の当日の服装は、上着は、ジーンズを洗って薄くなったような抑えた色合いの**薄青色のブレザー**で、ウエストの部分が細めになっていてスポーティな形のもの。**ズボンは、色は薄いグレー**で、形はストレートのもの。シャツは白のワイシャツで、ネクタイは青地の地の中央部に約10センチ幅の薄い黄色と薄いグレー横斜めの縞が入ったもの。そして、銀メッキのネクタイピンをしていた。靴はこげ茶か黒の短革靴で、黒ぶちのメガネをかけていた。コートはなし。後で、「**中核**」と書かれた**白ヘルメットを被り**、白マスクをかけた。

デモ隊には、労働者の隊列と学生の隊列があったが、労働者は「反戦」と書かれ

たヘルメットを被り、学生は「中核」と書かれたヘルメットを被っていた。これは、少なくとも警察には公知の事実である（新証拠：弁6号証【I t 隆明の陳述書】は、当時労働者として参加した者として「反戦」と「中核」のヘルメットの違いについて説明している）。再審請求人は、いまだ学生であって労働者ではなく、労働者としての反戦ヘルメットを持っていなかったのである。

すなわち、「反戦」ヘルメットという点において決定的に、「黄土色」の服装を着た殴打者が、再審請求人とは異なることは明らかである。そして、新証拠の写真（弁12～15号証）には、デモ隊の先頭部分に「反戦」ヘルメットを被った黄土色の男が撮影されていたのである。

2 第三者の目撃供述②—福島誠二

次に、同じく第三者の目撃者として、建築板金業を営む福島誠二（以下「福島」という。）の中村巡查殴打場面の詳細な目撃供述がある。

福島は、本件当日、車で白洋舎路地から走行中に事件に遭遇し、車を中村巡查殴打現場をすぎて、先の十字路を右折して駐車後、統一教会前十字路角から目撃したとして、事件後9日目（1971年11月23日）に、検察官に対して以下のように供述している（同日付検察官調書）。

「一〇人位の機動隊員を追いかけてくる五〇人位の白ヘル集団を認めました。追いかけられた機動隊員は私の前方にかけて来て一名を除いて全員が交差点を左に曲がって逃げていきましたが、一番後からかけてきた機動隊員一人が図面に食料品店と印した店の前で先頭をかけてきた一五、六人の白ヘルの者に取り囲まれてしまいました。」（同2丁）

「三、機動隊員一名が捕ってからの状況を申し上げますと、私が作成した図面の①で見ていたのですが、機動隊員一名は図面に×と印した地点で背中を食料品店のシャッターに向けその回りに一五、六人の白ヘルの学生と思われる者が取りまき、その前にいる七人位の者が角材や竹やりで機動隊

員を一せいに突いたり殴ぐったりしました。」（同2丁）

そして、福島は、特に印象の深い者として、以下の人物をあげている。

「ヘルをかぶっていたかどうかよく判りませんが、長髪で身長170センチ位、細面青白い顔で**ベージュの薄いコートを着た男**が凶面にAと印した地点で警棒を振って機動隊員の頭を何回も殴ぐりつけていたことです。」（同3丁）

「そうしているうちに白ヘルをかぶった**茶っぽいジャンパーを着用したタオルで覆面した男**がBと印した地点に中腰になり・・・」（同4丁）

福島も、やはり、中村巡査を殴打していた者の中で印象深い者として、「ベージュ」の色の服を着ていた者を挙げており、やはり、Krが供述調書及び公判証言で指摘した「きつね色」系の色と一致しているのである。

3 殴打者の服装の色

以上のとおり、Krのみならず、何の利害関係も有しない第三者の目撃者である阿部、福島両人が揃って、事件後の15日と9日後に、「きつね色」と同系統の色の服を着ていた男が中村巡査を殴打していたことを供述している。

中村巡査殴打現場において、同巡査を殴打していたのは、「きつね色の服を着た男」であることは客観的に明らかである。

したがって、Krが同巡査殴打現場で目撃したのは、「きつね色の服を着た男」が同巡査を殴打していた場面であることに疑いを差し挟む余地はない。

仮に確定判決が「中村巡査殴打という特異な状況下における認識として、同被告人の服装の色に関する記憶が維持されていたものと言うべく、またその認識に、他との混同があるとも解し難い。」（同224頁）と言うのであれば、Krが目撃したという殴打者の服装の色の記憶が、間違いであるはずがない。にもかかわらず、第1次最高裁棄却決定のように、簡単にその間違いを認めた上で、他の識別根拠により再審請求人を認めることはできない。

この「きつね色の服を着た男」は再審請求人であったのか、別人なのか、さらに検討する。

第3 再審請求人は薄青色の背広とグレーのズボンを着ていた

1 はじめに

これまでも、再審請求人は、本件当日の再審請求人の服装は、薄青色の背広、グレーのズボンであったことは述べてきたが、その根拠となるものは、基本的には、再審請求人自身の供述によるものであった。

しかし、その後、司法警察員警部高尾太郎作成の「総括捜査報告書」が発見され（新証拠：弁25号証）、再審請求人の服の色は、同人が主張してきたように薄青色であることが客観的に確認できた（だからこそ、第1次最高裁棄却決定も、K r 供述の誤りを認めざるを得なかった。）。

2 再審請求人自身の当日の服装についての供述等

(1) 1984年2月29日付再審請求人上告趣意書(14～15頁)

私の当日の服装は、上着は、ジーパンを洗って薄くなったような抑えた色合いの**薄青色のブレザー**で、ウエストの部分が細めになっていてスポーティな形のもの。**ズボンは、色は薄いグレー**で、形はストレートのもの。シャツは白のワイシャツで、ネクタイは青地の地の中央部に約10センチ幅の薄い黄色と薄いグレー横斜めの縞が入ったもの。そして、銀メッキのネクタイピンをしていた。靴はこげ茶か黒の短革靴で、黒ぶちのメガネをかけていた。コートはなし。後で、「**中核**」と書かれた**白ヘルメットを被り**、白マスクをかけた。

私は、神山交番前での機動隊とデモ隊との衝突の状況を撮影した中村撮影報告書22の4に写っています。神山交番となりのシャッターの前で左足をのばして走っているのが私です。

(2) 2001年12月20日付け「星野文昭との面会報告書」(新証拠：弁24号証)

再審請求人の妻星野暁子は、再審請求人との面会の際、3度にわたり、再審請求人に対し、大日本インキ化学発行の「PROCESS COLOR NOTE」ないし財団法人日本規格協会出版の「JIS色名帳」を示して、本件当日の再審請求人の服装の色を特定させたところ、ブレザーは「PROCESS COLOR NOTE」の「CN-2380P」、ズボンは「CN-546-1/2P」であることが示された。これらは、上記再審請求人の上告趣意書での供述と一致するものであった。

3 1971年12月11日付司法警察員巡查高尾太郎作成「総括捜査報告書」(新証拠：弁25号証)

すでに指摘したとおり、総括捜査報告書によれば、本件デモ隊を追尾し監視していた警察官が、再審請求人の服装について視認している。

この報告書は、本件公判廷においては、検察官から全く開示されなかったものである(新証拠：弁21号証【新証拠発見の経緯に関する報告書】)。この総括捜査報告書は、本件当日の神山交番前放火事件及び本件中村巡查殺害事件について、警察が捜査を行った全容が記載されているものであり、いかなる捜査、証拠によって、上記総括報告書記載の事実が認められたかも合わせて記載されている。

これによれば、再審請求人の服装は、以下の通りである。

最前部では 肩車にのった年令二一～二歳、やせ型、小柄、やゝ面長色白でボストン型黒ブチ眼鏡、髪を七、三に分けた**薄青っぽい背広**上下白ワイシャツ、ネクタイの男が「我々は渋谷で合流しよう。渋谷駅を燃焼しよう」等とアジっていたが・・・(4丁)

中野駅での演説をした者であるから、再審請求人であることに争いはない。なお、確定判決は、「機動隊員の殺害に関するアジ演説をした」(同11頁)と認定しているが、上記警察官の総括報告書は、演説内容を特に強調して記載している(段落

を変えている)にもかかわらず、「機動隊員の殺害」というセンセーショナルで、事件化の手がかりになるような発言は一切記載されていないことにも留意すべきである。

上記の状況を視認した者は、牟田の他、公安総務課の警部補である中島、千葉なる人物及び中野署の斉藤部長、代々木署の滝本巡查と4名もおり、それぞれ現認報告書が作成されていることが上記報告書に記載されている。

したがって、警察官が、その任務として再審請求人の服装を視認したのであるから、その客観性は極めて高いことはいうまでもないところであり、これらの証拠により、再審請求人の服装についても客観的に特定することができる。

4 小括

したがって、上記各新証拠—特に捜査報告書によって、本件当日の再審請求人の服装が、うす青色の背広、グレー系の色のズボンであったことは疑いようのない事実である。

そして、K r が中村巡查殴打現場で目撃した「きつね色の服(を着た男)」の色調と、再審請求人の着ていた「うす青色の背広」の色調が明らかに異なることは、K r 陳述書添付の「J I S 色名帳」からK r が特定した色と再審請求人が特定した「PROCESS COLOR NOTE」の色とを比較すれば一目瞭然であって、見間違ふことはあり得ない(新証拠：弁22【服装の色に関する調査報告書】)。

第4 デモ隊の写真(新証拠：弁12～15号証)について

1 デモ隊の写真的存在と入手経緯

新証拠(弁12～15号証【写真】)は、当時朝日新聞社写真部に所属していた内田洋司カメラマンが撮影し、一部が週刊朝日1971年12月3日号(弁9号証【週刊朝日のグラビア頁】)に掲載された写真と連続して、同時期に撮影されたものである(弁10号証【写真フィルムに関する報告書】)。

週刊朝日のグラビアは、「沖縄闘争 この1週間 11.14渋谷」というタイトルで、カラー3頁モノクロ6頁の特集である。見開きのカラー2頁に、本件事件の関係写真2枚が掲載されている。これらの写真は、本件当日、まさに本件デモ隊と機動隊の衝突の写真である。

この2枚の写真は、内田カメラマンの陳述書にもあるとおり（新証拠：弁10号証）、本件当日に撮影したもののうち、不要になったポジフィルムを同人が保管していたものを印刷したものである（新証拠：弁11号証）。同フィルムは、現在、再審請求人主任弁護人の事務所であり、必要であれば、いつでも提出可能である。

2 デモ隊の写真（新証拠：弁12～15号証）

この4枚の写真は、内田カメラマンが所持していたポジフィルムをスキャニングして、フィルムの画像をデジタル化し、カラープリンターにより出力したものである。弁12と弁14がポジフィルムをそのまま出力したものであり、弁13が弁12の写真のうちデモ隊参加者部分を拡大したものであり、弁15が弁14の写真のうちデモ隊参加者部分を拡大した者である。

弁12（および拡大した弁13）は、デモ隊が機動隊と対峙していた際の写真であり、弁14（および拡大した弁15）は、デモ隊が機動隊めがけて走り出した際の写真である。内田カメラマンが機動隊の後方にいたことから、デモ隊正面の様子がわかる構図になっている。

デモ隊の写真から、以下のことがわかる。

第一に、デモ隊は白いヘルメットをかぶっており、写真に向かって右側に「反戦」のヘルメットが多く、左側に「中核」のヘルメットが多く、全体としては、「反戦」のヘルメットが多い。これは、デモ隊の先頭部は、「反戦」のヘルメットを被る労働者が多かったことを示している。

第二、デモ隊の先頭部分に、左側と右側にきつね色（黄土色）のコートを着た参加者がおり、左側は「中核」のヘルメットを被っており、右側は「反戦」のヘルメ

ットを被っている。後記の通り、左側の人物がA oであり、右側がK rが殴打した場面を見た「殴打者」である可能性がきわめて高い。

第三に、右側の「反戦」のヘルメットを被っている参加者は、比較的背が高いことである。

3 左側の人物はA oであること

新証拠の各写真に撮影された左側の「中核」というヘルメットを被っていたきつね色の服を着ていた参加者は、当時学生であったA oである。A o自身が「薄茶色のダブルコート」を着ていたことは捜査段階の供述調書にも述べ（1972年2月14日付け検察官調書）、K rも「山吹色のコート」（同年2月13日警察官調書）、I t「黄土色のコート」（同年2月10日検察官調書）、S iは「カーキ色のコート」（同年3月14日警察官調書）、O tは「クリーム色のコート」（同年2月14日警察官調書）と述べている。今回提出する、A oの陳述書（新証拠：弁4号証【陳述書】）にも明らかである。

しかし、A oは、この写真が撮影された後、本件現場付近で「中核」というヘルメットを落としており、ヘルメットを被って殴打行為をしていない。

ヘルメットが脱げたことは、A o自身が、捜査段階の供述調書の段階で述べている（同年2月16日付検察官調書）。

この略図1で火炎ビンを投げ一瞬立ち止まったところ仲間が前にかけて行くので私も星野さんから離れてはまずいと思い、前にかけていくと、前方右側で誰かが機動隊員を数名で殴りつけているので、私も

よし俺も殴ってやろう、

と考え、2までかけて行き、いつの間にか持ち変えていた右手の鉄パイプを振りあげて殴りかかろうとした瞬間後ろにひっくり返るような感じですが、転び、殴ることが出来ませんでした。殴ろうとした機動隊員は私に背を向けてかがんでいるような格好で、殴りよい姿勢でした。私は急いで

起きあがったところ機動隊員はそばにいませんでした。

私はなぜ転んだのかと思い、足元を見るとガソリンが流れているようで、それに火がついており、一面火の海で、私のズボン右側にも火がついておりました。

私はこれは大変だと思い、かがみ込んで両手で火をはたいて消し止め、その場から道路右端3付近に避難しました。そこには雨戸が確かありました。3で道路の方へ向きを変えると、

N o

I t さん

がそばにいるのに気がつき、ほっとしたところ、私が今までかぶっていたヘルメットがなくなっているのに気がつき、

しまった

と瞬間思いました。

これはヘルメットがないと機動隊に頭を殴られ怪我をすと思ったからです。右手の鉄パイプは手に持っていました。誰が前述の機動隊員を殴っていたのか瞬間でしたのでよく判かりませんでした。

殴打場面では、A oは、ヘルメットをかぶっていなかったのである。

したがって、第三者の阿部が証言するとおり、「反戦」のヘルメットを被って、きつね色の服を着て、殴打していた男は実在したのである。

4 まとめ—K rが目撃した「殴打者」は実在した

以上検討したところからすれば、K rが中村巡査殴打現場で同巡査を殴打していた人物（きつね色の服を着た男）は実在し、再審請求人とは全くの別人である。

また、すでに指摘したとおり、阿部は「反戦」と書かれたヘルメットを被っていたと供述しているが、再審請求人は「中核」と書かれたヘルメットを被っていたのであり、この点において決定的に、阿部が目撃した「黄土色」の服装を着た殴打者

が、再審請求人とは異なることは明らかである。

さらに、ここで留意しておかねばならない事実は、中村巡査殴打現場の一般目撃者である阿部、福島両氏の供述調書には、同巡査を殴打していた「きつね色の服を着た男」以外の人物の服装について、いっさい「薄青色の背広」が登場していない（彼らは目撃していない）という事実である。

このことはとりもなおさず、再審請求人が同巡査殴打現場にいなかったこと＝再審請求人が無実であることを強く示唆するものである。

第5 捜査経過の報道に示される「主役、反戦労働者」説

1 捜査当局も「反戦」労働者が犯人と認識していた

上記のとおり、「反戦」の労働者がデモ隊の先頭部におり（新証拠：弁12～15）、「反戦」のヘルメットを被った労働者が機動隊を殴打していたという目撃供述があったことから（阿部）、当然、捜査当局は、当初から反戦派労働者に捜査の狙いを絞っていた。決して、最初から再審請求人が狙われていたのではなかった。

しかし、労働者の捜査が行き詰まりを示したことから、一気に、デモ参加者の中から未成年ないし20歳代の学生が一斉検挙されて「首謀者」の割り出しがなされて、デモ隊指揮者である再審請求人がターゲットにされていくのである。

当時の新聞報道は、如実に捜査の実態を反映している。

2 捜査経過の報道—当初は反戦派労働者を狙っていた

① 1971年11月16日「読売新聞」朝刊（新証拠：弁第20号証）

（見出し）

「渋谷騒動 ヤケドの警官死ぬ 対過激派の犠牲七人目」

「中央線→新宿→小田急→代々木八幡下車」

「西部反戦」とにらむ

（本文記事）

「特捜本部は同巡査が襲われた現場から「反戦東京西部」の赤旗を押収しているが、これは中核派の労働者組織のもの。西部反戦は、杉並、中野、多摩地区の中央線沿線の組織。さらに同線を利用したグループが代々木八幡駅で降りていることから、西部反戦を中心としたもののしわざに間違いないとしている。」

②同年 1 1 月 1 6 日「朝日新聞」夕刊（新証拠：弁第 2 0 号証）

（見出し）

「中核派 3 0 人に重点 警官殺し捜査 主役、反戦労働者か」

（本文記事）

「中村巡査が襲われた神山派出所付近に現れたのは、吉祥寺軍団を中心にした反戦で、途中駅から次第に人数をふくらませながら、二百五十人になったものとみている。」

③同年 1 2 月 3 日「サンケイ新聞」夕刊（新証拠：弁第 2 0 号証）

（見出し）

「犯行一味にまた女性 渋谷の火炎びん闘争 中村警部補殺しで自供」

（本文記事）

警視庁公安部特別捜査本部ではこの自供から、中村巡査を襲ったのは国電中野駅を出発した北部地区反戦を中心とする中核派の“正規軍”と断定、首謀者の割り出しを急いでいる。

④同年 1 2 月 7 日「読売新聞」夕刊（新証拠：弁第 2 0 号証）

（見出し）

「警官殺し（渋谷）も女性だった 現場写真に三人 Gパンぬぎミニで逃走」

（本文記事）

特捜本部は七日までの調べから、一中略一女性反戦活動家三人が、逃げ遅れた同巡査に火炎びんを投げ、これが同巡査の死の原因になったことは間

違いないとし、同日から殺人容疑で本格的な追及をはじめた。同巡查殺害の容疑者が捜査線上に浮かんだのはこの三人が初めて。

⑤同年12月8日「読売新聞」朝刊は（新証拠：弁第20号証）

（見出し）

「新たな女性も 渋谷」

（本文記事）

「特捜本部は一中略—**反戦集団約三〇人が中村巡查らを襲い、殺傷した**との見方を固めた。」

⑥同年12月24日「サンケイ新聞」夕刊は（新証拠：弁第20号証）

（見出し）

「別件で五人逮捕 2人手配 渋谷暴動の警官殺し」

（本文記事）

「警視庁特捜本部は二十四日朝、**中核派反戦の活動家五人を**、渋谷署神山派出所を襲撃した疑いで逮捕するとともに、自宅などを放火などの疑いで家宅捜索した。同本部では、なお二人についての逮捕状も用意して追及中。五人の逮捕容疑は直接、中村巡查殺しではないが、七人は中村巡查に火炎びんを投げて大けがをさせており、同本部では容疑が固まれば殺人で起訴できるとしている。」

⑦同年12月24日「毎日新聞」夕刊（新証拠：弁第20号証）

（見出し）

「中核系5人逮捕渋谷 中村巡查焼殺にひと役」

（本文記事）

「警視庁公安部特捜本部は二十四日朝、中核系反戦活動家五人を、傷害、公務執行妨害、凶器準備集合容疑で一斉に逮捕、自宅を家宅捜索した。」

⑧1972年1月19日「毎日新聞」夕刊（新証拠：弁第20号証）

（見出し）

「諏訪京子 菊谷橋 90 番ら逮捕 中村巡查殺しで」

(本文記事)

「警視庁公安部は群馬県警の協力で十九日朝、諏訪京子（23）、群馬県高崎市、高崎経済大一年、少年（19）、同女子大生（18）の三人を凶器準備集合、公務執行妨害、放火、傷害容疑で逮捕した。」

⑨同年 1 月 19 日「日本経済新聞」夕刊（新証拠：弁第 20 号証）

(見出し)

「女性活動家ら逮捕 中村警部補殺害」

⑩同年 1 月 19 日「サンケイ新聞」夕刊（新証拠：弁第 20 号証）

(見出し)

「“女中隊長”を逮捕 高崎経済大生 2 人も 渋谷の中村巡查殺し」

以上のように、捜査当局は、反戦派の労働者を追及していた。ところが、1972 年 2 月になって、捜査機関は、一転して「群馬軍団」説に転換するのである。

⑪同年 2 月 2 日「東京新聞」夕刊（新証拠：弁第 20 号証）

(見出し)

「群大生ら七人逮捕 警視庁 渋谷騒動の焼き討ち」

(本文記事)

「奥深山らは群団(ママ)の先頭に立っており、近くで死亡した中村恒雄巡查(21)もこのグループが襲ったとみて追及している。」

⑫同年 2 月 2 日「毎日新聞」夕刊（新証拠：弁第 20 号証）

(見出し)

「さらに七人逮捕 11・14 渋谷暴動 “警官焼死”に加担？」

⑬同年 2 月 22 日「毎日新聞」朝刊（新証拠：弁第 20 号証）

(見出し)

「11・14渋谷暴動 中村巡查殺し自供 中核派「軍団」キャップら三人」

3 反戦派労働者への追及

以上のとおり、捜査当局が、当初は反戦派労働者を対象に捜査を進めていたことは明らかである。実際に、事後逮捕者も反戦派労働者に集中しており、捜査当局は、何とかしてここから「中村巡查殺害の実行犯」をつくろうとしていたのである。

(1) 2009年11月9日付「星隆子供述書」(新証拠：弁第3号証)

本件闘争に参加し、東急本店付近で現行犯逮捕された星隆子は、次のように供述している。同人は、上記④の「読売新聞」記事に名前があげられているものである。

「中野駅のホームに集まったのは、労働者と学生で、総勢200人近かったと思います。学生より労働者の方がはるかに多いと感じました。」

「中村巡查殴打現場の靴跡の紋について何度も聞かれました。」

(2) 2009年11月18日付「吉野廣供述書」(新証拠：弁第5号証)

吉野廣は、上記⑥「サンケイ新聞」、⑦「毎日新聞」で報道されている5人の逮捕者の内の1人である。この5人全員が労働者である。

「取調べは、連日、午前8時半位から夜9時過ぎまで続けました。」

「食事は、昼も夜も、取調室で取りました。」

「その取調べは、中村巡查の件が中心でした。逮捕の容疑に『殺人罪』は入っていないのに、中村巡查殺害の現場に、『行っただろう。見ただろう。やっただろう』と、毎日、長時間、追及されました。逮捕の目的はここにある、というのが私の実感でした。」

4 検察主導で進められた異例の捜査活動

反戦派労働者を追及する捜査方針が行き詰まった捜査当局は、1972年1月後

半になって、「群馬軍団」実行説に転換し、少年（学生）が徹底追求されていくのである。

転換に伴う捜査方針の混乱を恐れて、その後は、徹底的に検察主導で捜査が行われた。そのことが、古賀広之総括検事らの法廷証言に現れている。

例えばK rの識別供述でも、すでに指摘したとおり、K rは逮捕されるまで星野という名前を知らなかったのに、検察官調書では「星野」という名前を特定しており、その名前を特定した経緯は一切出てこないが、警察官調書には服の色による識別理由が書かれている。古賀検察官は、下記にもあるように「警察の取調べ能力」を信用していないが、逆に言えば、警察官捜査に垣間見える真実の残滓を検察官調書は隠ぺいするものだったのである。

（１）星野控訴審第１９回（８３．１．２６）・古賀宏之証人（１４丁表）

中根弁護人

で、この捜査の態勢については、まあ中津川さんの証言によりますと、有機的な連合が警視庁と検察庁とでやられたんだということのようですけれども、そういうことでしょうか、要するに相互に情報交換をしてやったということなのかどうかということです。中津川証言はそうは言っていませんけれどもね。

先ほど私が言いました通り、昭和四六年十一月一四日、中村巡査が殺害されて以来、私はこれだけをやっておりましたから、私がすべての捜査をリードしたというふうに理解していただきたい。警視庁をリードしたというふうに、オーバーに言えば、それは細かいところまでは行き届きませんよ。しかしそういうふうに理解していただきたい。

（２）星野控訴審第１９回（８３．１．２６）・古賀宏之証人（１７丁裏）

平賀弁護人

それから、この中村巡査殺害事件の捜査は、あなたがすべてリードしたというふうなお話でしたけれども。

福岡に出るまではですね。

その中で、警察のほうは先走って供述調書を取るなというふうな趣旨のことを言われましたね。

はい。

これは、どういう理由ですか。

警察官調書まで検討する必要を省くためです。つまり、警察の取調べ能力を、私は余り高く評価してないということですね、逆に言えば。当てにならないということです。極論すればですね。私としては当てにしていけないということです。

先走って取るなというのは、警察のほうにそういう指示をしたということですか。

そういうことは始終言った覚えがあると、だれにいつ言ったかということと言われると分かりませんが、そういう気持ちで警察を指揮していったということです。

5 小括

捜査当局は、本件デモ隊の主力は反戦派労働者であるから、殺人事件もこれら労働者によるものと考えた。再審請求人を「犯人」とする証拠はなく、1971年12月段階で作成された総括報告書にも記載されていなかった。

星隆子は、中村巡査殴打現場に残された靴の跡と同人の靴が一致するかを調べられている。吉野廣は、昼食も夕食も取調室で取るというやり方で、厳しく追及されている。他の逮捕者にも、同様の追及を行っている。

にも係わらず、労働者から「実行犯」をつくることができず、本件闘争から、2

カ月以上も経過してしまった。本件は、70年闘争に関連する最大級の事件であるのに、被疑者を検挙できず、捜査当局は窮地に立たされた。これは、本件の本質を把握する上で、重要な事柄である。

捜査当局は、1972年1月19日に逮捕したNo、Saの供述によって群馬から参加した学生の実態を把握したのを奇貨として、一気に群馬の学生（少年）に捜査の矛先を向けたのである。

「失敗は許されない」として、主任検事の古賀を先頭にして、検察官主導の捜査に突入して行った。ここから、まるで労働者などいなかったかのごときストーリーが作られたのである。

第4章 再審請求人の所持していた鉄パイプは破損していない

第1 新証拠（弁16号証【拡大写真】）

1 再審請求人は中村巡査を殴打していない。従って、再審請求人が手にしていた鉄パイプは、中村巡査殴打現場を過ぎて、東急本店前に到着した時に何の乱れもなかった。このことは、東急本店前のデモ隊を写した佐藤憲三撮影の写真（写真番号2）に写っている再審請求人を見れば明らかである。鉄パイプを包んだ紙は全く破れていないし、鉄パイプ自体も一切曲がっていない。この写真（佐藤憲三撮影、写真番号2）撮影されている再審請求人を拡大したものを新証拠として提出する（弁第6号証）。

2 確定判決は、K rの供述と共に、O t及びI tの供述を「総合すると、再審請求人が中村巡査を殴打した事実を認めることが出来る」としている。ここで、確定判決が依拠したO t 2・16 検察官調書の当該部分には次のように述べられている。

八、私はこの状況を見ながら一〇メートル位まで近づいて行くと、星野さんが奥深山さんと共に鉄パイプ（長さ四〇センチ位）で機動隊員の頭や肩を殴り始めました。・・・星野さん達は鉄パイプなどを頭上に振りあげて殴りつけており、鉄パイプが機動隊員のヘルメットにあたる

ゴツン、ゴツン

というような音がしてきました。

3 同じく確定判決が依拠したI t 2・19 検察官調書では次のように述べている。

星野

奥深山

の二人ぐらいがそれぞれ

長さ約三〇センチの鉄パイプ

で前の方から機動隊員のかぶっているヘルメットをめがけさかんに殴りつけたり肩の付近をたたきつけたりし始めておりました。

4 同じく確定判決が依拠するK r 2・14 検察官調書では次のように述べている。

Bの星野は長さ四、五〇センチ位の鉄パイプをふりかぶって同じように機動隊員を殴りつけていました。

5 確定判決は、再審請求人は鉄パイプで中村巡査を激しく殴りつけていたと認定しているのである。このような激しい殴打に使用された鉄パイプを包んだ紙が全く破れたり、乱れたりしないことはあり得ない。従って、鉄パイプに乱れの無いことは、再審請求人の所持した鉄パイプは殴打に使用されなかったこと、即ち、再審請求人は殴打しなかったことを示している。

第2 再審請求人の所持した鉄パイプ

再審請求人の所持した鉄パイプは紙で覆われていた。このことは写真を見ても分かるが、当日デモ隊員が所持した鉄パイプについて、また直接請求人が所持していた鉄パイプパイプについて6人の供述者は次のように述べている。

1 A r 4月22日警察官調書

「3、お示しの鉄パイプは暴動の当日星野さんが持っていた鉄パイプと同じ位のものです。星野さんが持っていたのは長さも太さもこれ位の鉄パイプでしたがこの鉄パイプは白っぽいワラ半紙が巻いてありますが星野さんが使っていたのは新聞紙を巻いていましたのでこれと違います。ただ星野さんが使った鉄パイプはこれ位のものであったということ参考までに話したのです。」

2 A r 4月12日検察官調書

「星野さんが、右に振り向いて新聞紙に包んだ長さ三〇センチ位の鉄パイプを右手に持って・・・。」

3 K r 2月13日警察官調書

「すると今度は、新聞紙を巻いた鉄パイプ（長さ五～六〇センチ）が回されて来ました。」

4 K r 2月13日警察官調書

「星野さんはこの時、白ヘルメットを冠り、どちらかの手に白いものを巻いた長さ四～五〇センチの鉄パイプを持っていました。」

5 A o 2月16日検察官調書

「仲間から渡された新聞紙で包まれそれが確かガムテープでとめられていた鉄パイプ一本（直径一・五センチ位、長さ約三〇センチ位）を右手で持って武装しました。」

6 S i 3月15日検察官調書

「この後、私の前の方から新聞紙に包まれた長さ三〇センチ位、太さ三センチ位の鉄パイプが手渡されたので、これを奥深山さんに手渡しました。」

7 O t 6月26日検察官調書

「小田急線電車の中で武装した時柳原は同じ車内にいて、確か鉄パイプ長さ四、五〇センチ位、新聞紙で巻いたものを持っていたと思います。」

8 I t 2月18日警察官調書

「女性の人もやはり旗竿づくりの時に見た人で手袋をはめて鉄パイプに紙を巻いていた人でした。」

第3 時間的に殴打後も、鉄パイプの紙は破れていないこと

再審請求人は新聞紙で巻かれた鉄パイプを所持していたが、その紙は中村巡査が殴打された後も一切破れていなかった。鉄パイプ自体も曲がっていなかった。この事実は、請求人が中村巡査の殴打など一切しなかったことを示しているのである。

第5章 再審請求人は十字路上にいたこと—殴打現場で中村巡査を囲んでいなかったこと

第1 時間の流れからすれば、殴打行為は不可能である

1 交差点中央部にいたこと

再審請求人は、第1審以来、一貫して、本件中村巡査殺害現場（以下、「本件現場」という。）にはおらず、本件現場から10メートルほど離れた交差点の中央部付近にいて、機動隊の襲撃がないか、いかにしてデモ隊を渋谷まで移動させるか、ということに関心が集中しており、上記交差点にいたのは、1分足らずであったと述べている。

この点、再審請求人は、第1次再審請求の際に提出した陳述書の中で、次のように述べている（新証拠：弁2号証）。

「私は、急遽、指揮者になったこともあり、当日、途中の権力の妨害・襲撃からデモ隊を守り、それらを突破して、渋谷の民衆と合流して批准阻止の大闘争を実現することの1点に思いが集中していました。そのことから、私は、指揮者として、阻止線を突破した後、死亡した機動隊員が囲まれているのを横目に通り過ぎて、四方の権力の動きが見渡せる十字路に立ち、バラバラになったデモ隊が再結集するのを待ち、**1分足らずで**、『行くぞ』と声をかけて渋谷に向かった、それが私の行動の全てです。

私は、殴ることも、火炎ビンの投てき命令もしていません。死亡した中村巡査を囲む輪から10メートル程離れた十字路に終始いて、またたく間に再結集したデモ隊によって囲みの内の中村巡査は姿さえ全く見えなくなりました。」

この再審請求人の供述は、「時間の流れ」という最も客観的な事実と合致しており、その信用性はきわめて高い。以下、検討する。

2 時間的経過—デモ隊が代々木八幡駅に到着してから渋谷東急本店前に到着するまで

(1) 距離の確定

デモ隊は、代々木八幡駅から渋谷東急本店前まで、南に向かうほぼ一本道を通じて進んだことは争いがなく、その距離は約1キロメートル（990メートル）である。

また、本件で各ポイントになる地点までの距離は次のようになる。

①代々木八幡駅から、神山派出所前（機動隊との衝突地点）まで

約300メートル

②神山交番前から、逃げていく機動隊員を阿部隆雄が目撃した都民交通の建物前まで

約170メートル

③都民交通の建物から本件現場まで

約70メートル

④本件現場から渋谷東急本店前まで

約450メートル

(2) デモ隊が代々木八幡駅に到着した時刻（始め）と渋谷東急本店前に到着した時刻（終わり）の確定

①デモ隊が代々木八幡駅に到着した時刻＝15時13分

これは、当時の代々木八幡駅に勤務していた古川三郎の「15時13分着の617列車だと思います。その時に、前の車両とその次の二両目辺りから集団のお客さんが下りたということです。」（星野1審10回5丁裏）という証言によって客観的に確定している。

②デモ隊が渋谷東急本店前に到着した時刻＝15時26分頃

これは、当時の佐藤巡査が撮影した写真の撮影時刻（15時26分）に

よって確定できる。なお、この写真には、渋谷区松濤1—29（渋谷東急本店前付近）に到着したデモ隊がすでにバリケードを構築し、デモ隊全体がすでに滞留している状況が撮影されており、バリケード構築の時間等を考えると、15時26分よりも、もう少し前にデモ隊はすでに到着していたと考えられることに留意しておく必要がある。

以上を前提として、以下、デモ隊の各地点への到達時刻を検証する。

（３）デモ隊が代々木八幡駅を出発した時刻

これについても、前記古川三郎の次のような証言から、15時17分過ぎ（代々木八幡駅に到着した15時13分に4分を加算した時刻）とほぼ確定できる。

「（集団が）全員改札口を出るまで時間、どのくらいかかりましたか
三分か四分くらいだと思います。」（前記古川14丁裏）

「証人は、集まっているところで、だれか一人が話しているところを見た
と言うんですが、そういう集まっていた時間はどれくらいですか
一分か二分くらいのもんだと思います。

赤の矢印方向に動き出したということは見てるんですか
ええ、見ています。それは。

それは歩いてですか、走っていったの

なんといいますか、急ぎ足みたいな。」（18丁裏）

以上から、デモ隊が出発したのは、早くとも15時17分過ぎであることが客観的に確定できることになる。

（４）神山派出所前において機動隊と衝突した時刻

これは、中村写真帳の写真、当時の司法警察員牟田和正の1971年（昭和46年）11月18日付け検察官調書から、15時20分前後との確定が可能である。

すなわち、中村写真帳フィルム番号22・写真番号1には、15時19分に神山

派出所直前の神山町4-14前路上を小走りに走っていくデモ隊の先頭の姿が撮影されており、同写真番号3及び4には、同じ15時19分に、神山派出所前において、火炎ビンが投てきされ炎上しているところが撮影されていることが認められる。

また、当時、デモ隊に対するレポ（監視、追尾）役であった牟田和正は、上記検察官調書において、「特に、白洋舎の宇野高明の菊花賞の馬は発走したとき、派出所付近の警察官に火炎ビンを投げつけたという話、三松レストランの主人の覆面のデモ隊が神山町方向に走っていった時間が菊花賞のレースがスタート台にゲートインする時だったという話から、午後3時20分頃襲撃したことが確認されました。京都に問い合わせたところ、菊花賞レースは午後3時15分発走予定のところ、遅れて3時20分に発走したとの回答もあり、まず時間の点問題ないはずです。」と述べている。

これらのことからして、デモ隊が神山派出所前付近において阻止線を張っていた機動隊に対して、火炎ビンと投てきして衝突したのは15時20分前後と確定してよいことになる。

加えて、代々木八幡駅から神山派出所前まで約300メートルあるが、デモ隊がこれを100メートル30秒のペース（このペースは、時速12キロメートルの速度で走ったことになるが、現実一般人が時速12キロメートルで走り続けることは困難であることはジョギング等の経験がある者であれば優に認められるが、ここでは、このペースでデモ隊が移動したことを前提とする。）で移動したとすると、約90秒かかることになり、代々木八幡駅を出発した時刻（15時17分過ぎ）と矛盾せず、その信頼性は高い。

（５）都民交通の建物前をデモ隊員の先頭部分が逃走する機動隊員を追尾して通過した時刻

ア 神山派出所前で阻止線を張っていた機動隊は、デモ隊からの火炎ビンの投てきなどを受けつつも、デモ隊と対峙しながら渋谷方向に後退していったが、同派出

所前から約120メートル離れたPL教団附属診療所の前辺りで、耐えきれず、逃走を始めたことは、逃走を始めた中村巡査のすぐ前を走っていた山口篤巡査の証言（星野1審61回18丁）から認められる。

そして、逃走する中村巡査らの後を追って、デモ隊の先頭部分が都民交通の建物前を通過することになるが、その正確な時刻が、その時の状況を目撃していた当時都民交通に整備士として勤務していた阿部隆雄の証言から明らかとなっている。

イ 阿部隆雄は、第1審における荒川被告人に対する単独審理の時期である第38回公判において、検察官からの質問に対して、本件の直後である1971年（昭和46年）11月29日に検察官調書を作成したこと、その検察官調書の中において、菊花賞レースの経過から逃げていく機動隊員が都民交通の建物を通じた時期を特定していることを認めている。そして、その時期については、菊花賞レースが3000メートルの距離で、コースを二周するが、二周目の最終コーナーを回り、これから最後の直線の入ろうとしていたところに、機動隊員が逃走する姿を目撃したというものであることを同調書において述べていることを認めている（阿部孝雄公判速記録23～24丁）。

前述したように、この年の菊花賞レースは、15時20分に出走したことは確定されているところ、優勝したニホンビロムーテのタイムは3分13秒6であった。

したがって、同レースにおいて、二周目の最終コーナーを回って最後の直線に突入する頃のタイムは、発走後2分49秒6と推定される（これは、同じ速度で疾走した場合の時刻であるが、疾走ペースが若干変化していたとしても、通常は最後の直線が最も早くなるのであるから、早くても発走後2分49秒6の時間が経過しているものとして差し支えない。）。

ウ 以上から、デモ隊員の先頭部分が逃走する機動隊員（中村巡査、山口巡査ら）を追尾して都民交通前の建物前を通過した時刻は、15位22分50秒過ぎと確定できることになる（菊花賞の出走時刻の15時20分から2分49秒6経過した時刻より若干遅れた時刻）。

なお、神山派出所前から都民交通の建物まで約170メートルの距離であり、100メートル30秒のペースで進めば約51秒で都民交通の建物前に到着することになるが、機動隊との対峙や衝突の時間等を考えれば、デモ隊の先頭部分が衝突後3分弱で都民交通の建物に到着したことには何ら矛盾はなく、きわめて合理的な推定であることは明白である。

(6) デモ隊の先頭部分が、中村巡査を本件現場（梅沢米店前）地点において、中村巡査を捕捉した時刻

ア 都民交通の建物前から本件現場までの距離は、前述したとおり、約70メートルである。

前出の阿部隆雄の証言によれば、逃走する機動隊員よりデモ隊の方が遙かに早かったとのことであるが（阿部7丁表）、重装備の機動隊員が100メートル30秒のペースで逃走することは到底無理であるから、デモ隊の先頭部分が上記のペースで走っていたとすれば、デモ隊員が本件現場に到着した（すなわち、中村巡査を捕捉した）のは、都民交通の建物前を通過した21秒後であることになる。

すなわち、デモ隊員の先頭部分が本件現場に到着し、中村巡査を捕捉したのは、15時23分10秒頃ということになる（なお、デモ隊員のペースがもう少し速かったとしても、数秒の誤差にとどまることは明らかである。）。

イ 一方、再審請求人は、デモ隊員の先頭から15番目から20番目程度のところにおいて、本件現場前交差点に到着したと述べている。中村写真帳に写っている再審請求人の位置とも矛盾せず、その信用性は高い。

とすれば、再審請求人が本件現場に到着したのは、15時23分10秒頃より数秒後である可能性がきわめて高い。

(7) デモ隊が本件現場を出発した時刻

前述したとおり、本件現場から渋谷東急本店前までの距離は約450メートルで

あり、デモ隊が渋谷東急本店前に到着したのは、15時26分である（佐藤巡査撮影写真の撮影時刻）。

100メートル30秒のペースを維持したとすると（もともと150名から200名のデモ隊が移動するのであるから、このペースを維持することは困難である。）、本件現場から渋谷東急本店前に到着するまでに、2分15秒を要することになる。

したがって、本件現場をデモ隊が出発した時刻は、デモ隊が渋谷東急本店前に到着した15時26分の2分15秒前である、15時23分45秒頃ということになる（理論的には、佐藤巡査の撮影時刻15時26分からは、15時26分59秒の2分15秒前ということもあり得るが、その場合には「15時27分」と記載されるであろうし、渋谷東急本店前の写真には、渋谷東急本店前にバリケードまで構築されているのであるから実際にデモ隊が到着したのは、15時26分より前の可能性が高い以上、このような仮定はあり得ないものとして考えるべきである。）。

3 考察

以上のとおり、再審請求人は本件現場に到着したのは、どんなに早くとも15時23分10秒頃であり、再審請求人の指揮によりデモ隊が本件現場を出発したのは、どんなに遅くとも15時23分45秒頃ということになる。

したがって、再審請求人が本件現場付近にとどまったのは、35秒間前後ということになるのであり、再審請求人が本件現場付近の十字路にいたのは「1分以内」という供述と見事に合致することになるのである。

このことからすれば、確定判決の認定によった場合、再審請求人は、わずか35秒の間に、中村巡査を取り囲む輪の中に入り、同巡査を殴打するなどした上（確定判決によれば、K r、A o、A rらがこもごも同巡査を殴打し、A oが転倒したり、K rの竹竿がささら状になるまで殴打した上でのことである。）、再結集した150名から200名のデモ隊員をまとめ、渋谷方面に出発したことになるのであって、

このようなことをわずか35秒前後で行いきるとするのは、余りに現実離れした議論であることは誰の目にも明らかである。そもそもデモ隊のリーダーである再審請求人が、デモ隊の先導をせずに、中村巡査を殴打する輪の中に入り込んで局所的にとどまること自体があり得ないのである。

そして、後述するように、再審請求人は、本件現場付近の十字路にいた際、機動隊の襲撃を警戒して周囲を見回した際、NHK放送センター方向を見た際、自動車のフロントガラスが光ったのを鮮明に記憶している。かかる事実は、体験した者にしか分からない事実であり、再審請求人が本件現場付近の十字路にいたことを強く裏付ける事実である。

以上から、再審請求人の供述の信用性はきわめて高く、客観的に、再審請求人が本件現場において中村巡査を取り囲む輪の中にいた可能性は皆無であるし、同巡査を殴打するなどした可能性もまた皆無であることが認められるのである。

第2 交差点中央で、再審請求人がNHK方向に車の反射光を見たこと

(秘密の暴露)

1 再審請求人は交差点にいなければならなかった

前述したように、再審請求人は、中村巡査を殴打していないし、そもそも同巡査を取り囲む輪にいたことはない。同巡査への殴打行為が行われていた時には、その場から10メートルほど離れた渋谷区神山町東の交差点（以下「本件交差点」ないし「十字路」という。）の中央に立って、神山交番付近の機動隊による阻止線突破で乱れたデモ隊の隊列を整えるべく、後続部隊の到着を待っていたのである。NHK方向に機動隊の出現を認めた再審請求人は、部隊全体の到着を待って、直ちに渋谷に向け出発させなければならなかった。

デモ隊のリーダーとして、部隊を機動隊の襲撃から守り、一刻も早く、渋谷で待つ数千の人民と合流させることが、当日の再審請求人の主要な任務であった。中村

巡査に対する殴打という、偶発的な個別の戦闘に自ら直接参加することは、200名近くの大部隊リーダーとしての重大な責任を放棄することになる。

2 再審請求人の見た事実は、再審請求人が本件交差点にいたことを証明するものである

再審請求人は十字路に立って、NHK方向を見た時、走っている車のフロントガラスが、光が反射していたのを見たことを記憶している（新証拠：弁第1号証【陳述書】）。中村巡査が殴打された現場にいたら交差点を曲がった方向にあるNHK方面は見えないのであるから、この事実は、本章第1で述べた時間の流れ及びNHK方向に機動隊の出現を目撃したことと合わせて、再審請求人が中村巡査に対する殴打には加わらず、十字路に立っていたことを証明するものとなる。

3 新証拠の存在

1971年11月14日の午後は、東京地方は雲に覆われていた。曇りの日、日没の約1時間前に、十字路から、NHK方向の車の反射光が見えるということはありませんように思われる。

そこで、弁護団はカメラマンの新藤健一氏（元共同通信写真部次長・編集委員）に依頼して、本年11月14日、15時20分を前後する時間に本件交差点で検証を行った。その日は朝から小雨がぱらつき、事件当日の気象条件よりも雲が多いと思われるにもかかわらず、NHK方向の車のフロントガラスが空の明るさを反射して光るのを確認した。そしてその現象の写真撮影に成功したので、これを新証拠（新証拠：弁7号証）として提出する。

なお、昨年11月にも同様に検証を行っているので、その時に撮影した写真を合わせて提出する（新証拠：弁8号証）。

4 「車の反射光」は秘密の暴露にあたること

「車の反射光」は、再審請求人の手紙により始めて明らかになったものであり、経験したものが説明しなければ他の者が知り得ない事実（「秘密の暴露」）である。

NHK方向に見えた車が、曇り空にもかかわらず空の明るさを反射して光る現象は、再審請求人自身により、接見で初めて明らかにされた。

上述したように本件当日は曇り空だった。そのような現象が生じるとは誰も考えてもいなかった。すなわち、「再審請求人が車の反射光を見た」という事実は、本件交差点中央に立ったことのある本人（＝再審請求人）しか知り得ない事実であり、本件当時、再審請求人が中村巡査を取り囲んだ輪にはおらず、本件交差点中央にいたことを裏付けるものに他ならない。

第3 再審請求人が十字路上に立っていたことの必要性と合理性

1 はじめに

再審請求人が、中村巡査の殴打に加わらず、その同時刻に殴打現場から離れた十字路に立っていたことを明らかにするために、神山交番前での阻止線突破から十字路までの再審請求人の実際の行動を時間を追って再現する。

2 再審請求人はデモ隊のリーダーであった

再審請求人は、1971年11月14日の沖縄返還協定批准阻止闘争において、代々木八幡駅で下車した200名近くのデモ隊のリーダーを務めていた。

再審請求人の指揮の下、部隊全体は代々木八幡駅から「ほとんど、みんな駆け足で」渋谷に向かって前進した。レポ（偵察要員）を通して、阻止線を張る機動隊の存在を知った再審請求人は、その阻止線の手前で部隊を一旦停止させた。

再審請求人は、機動隊と対峙した時点で、「突っ込め」と号令をかけた。

号令に基づき2、30名ぐらいの人が突っ込んだ。部隊全体も一斉に続いた。

号令と、現実には部隊が一斉に走り出すのと、機動隊がガス銃を発射するのはほとんど同時くらいだった。

3 阻止線突破後、1人の機動隊員が逃げながらガス銃を発射

突進した部隊はガス銃を乱射する機動隊に火炎びんを投げた。機動隊は隊列を崩して逃げた。現場は火炎びんの炎と黒煙、機動隊が逃げていくという混乱状態にあった。

阻止線を突破し、それなりに視界が開けた段階で、前方にいた機動隊員が後ずさりしながら、再審請求人の方向に向けてガス銃を撃ってきた。

前方にはガス銃の射手（中村巡查）を含め数名の機動隊員が逃げていき、それをデモ隊の先頭にいた十名から十数名が追撃するという形になった。再審請求人は、先頭部隊から20メートル程後ろを駆けていた。

4 デモ隊の最先頭に出た地点

再審請求人がデモ隊の最先頭に出た地点が本件交差点であった。

再審請求人は、阻止線突破で乱れた隊列を立て直すために、デモ隊の最先頭に出ようと考え、前に一人もいなくなった所で立ち止まった。そこが本件交差点の中央部分であったのである。

十字路に至る直前で、道路のほぼ中央を走っていた再審請求人は、左側で数名のデモ隊員が1人の機動隊員（中村巡查）を捕まえている状況を見た。

十字路で立ち止まった再審請求人は左右を確認したが、この段階ではどの方向にも機動隊の姿は見えていない。そこで、全部隊を再結集させるために、代々木八幡方向に体を向けて、部隊全体の動向を見る状況に入った。後続部隊がどのくらい、こちらに来ているか、ということに主な関心を向けていたのである。

再審請求人は中村巡查が倒れるところは見えていない。十字路のほぼ中央にいた再審請求人は、再度NHK方向を見た時、機動隊の部隊を見つけた。機動隊は、NHKの側からゾロゾロ出てきて、隊列を整える段階だった。再審請求人は、機動隊がデモ隊に襲撃してくるのは時間の問題であると思い、それを避け、一刻も早く渋谷

方向に行こうと考えた。

そこで、再審請求人は直ぐに道案内人を呼んだが出てこなかった。道案内人を待っている時間的な余裕は無く、請求人は「行くぞ」と号令を掛け、デモ隊を引き連れて渋谷方向へ駆け始めた。

5 十字路上での再審請求人の関心事

ところで、再審請求人が十字路から目撃した「NHK方向の機動隊」までの距離はわずか100メートルほどである。機動隊は隊列を整えさえすれば、命令一下、数十秒で到着する距離である。デモ隊のリーダーである再審請求人からすれば、緊迫した状況であったことは想像に難くない。

荒川第67回公判で再審請求人は次のように証言している。

「一度阻止線を突破して、ぼく自身の前に機動隊の姿がもうないと、そういう段階で、阻止線突破という目的は、完全に達せられた。そうした中で、全部隊を整えて、渋谷方向へ一刻も早く向かう、こういう問題意識があったと。その段階で、全部隊が集結するのを、基本的には待っていたということです。」

また、1996年の再審請求時の陳述書（新証拠：弁2号証）では次のように述べている。

「機動隊の新たな動きでデモ隊が襲撃を受け、四散させられることなく、渋谷に一刻も早く向かうこと、これが、十字路に立った私が神経を集中したすべてである。それが全関心事のすべだった。」

6 小括

以上のように、200名近いデモ隊のリーダーとして、十字路上における再審請求人の全関心は、機動隊の襲撃を受けることなくデモ隊を渋谷に向かわせるという一点に集中していたという再審請求人の供述は、自然かつ合理的であり、その信用

性はきわめて高い。そして、かかる状況下で、再審請求人が周囲を見渡すことのできる十字路上に立っていたことはある意味当然のこととも言え、デモ隊のリーダーとしてきわめて合理的な行動であることは優に認められるところである。逆に言えば、デモ隊のリーダーであった再審請求人が、部隊全体の統率を放棄して、個別の戦闘に加わることなどあり得ない。

かかる観点からしても、再審請求人が中村巡査に対する殴打現場から離れた十字路上に立っていたという供述は十分に信用できるものである。

第4 結論

以上のとおり、客観的に確定できる代々木八幡駅から本件現場、そして渋谷東急本店前に至る時間的な流れからすれば、再審請求人が本件現場付近にいた時間は長くても1分以内であり、その中で、再審請求人が中村巡査を取り囲む輪に入り、同巡査を殴打などした上、さらにその輪から離れてデモ隊を再結集させて渋谷方面に向かわせることは不可能である。

そして、再審請求人が同巡査を取り囲む輪の中にいたのでは絶対に目撃することのできないNHK方向の「車の反射光」を目撃したことは「秘密の暴露」に当たり、再審請求人が上記十字路上にいたことが裏付けられる（また、そのことが本件当日の気象条件下においても可能であったことが客観的に証明されている）。

さらに、再審請求人はデモ隊のリーダーとしてデモ隊を渋谷に向かわせることに全関心が集中しており、そのことからすれば、中村巡査殴打という個別的、局所的な行動に関わることはあり得ず、十字路上から機動隊の動き等を監視しつつデモ隊を再結集させなければならない必要性があったという再審請求人の供述はきわめて合理的であって、その信用性が極めて高い。

したがって、再審請求人が、中村巡査の殴打行為の際、そこから10メートルほど離れた十字路上にいたことは紛れもない事実であり、再審請求人が無罪であることは明白である。

第6章 確定判決の認定事実①（中村巡査殴打行為）の検討

第1 確定判決の証拠構造

確定判決は、K r の 2. 14 検面及び 4. 26 検面において、再審請求人の中村巡査に対する殴打を明瞭に供述しており、同人の荒川・19回及び星野・4回（*）の各証言の内容等から上記各検察官調書の信用性が認められるとし、これに、O t の 2. 17 検面及び I t の 2. 4、同 2. 10、同 2. 19 の各検面を総合すると、再審請求人が中村巡査を殴打した事実を認めることができるとしている（確定判決 216 頁）。

なお、すでに証拠構造の検討において指摘したとおり、確定判決における再審請求人の中村巡査殴打行為の認定は、その核心証拠たる K r 供述が否定されれば、根底的に覆されることとなる。

第2 K r は公判で「星野殴打」を否定

すでに見たように、K r の捜査段階の供述は信用することができず、最高裁棄却手決定でさえも、再審請求人の服の色については K r は間違えたと認めざるを得なかった。公判で以下のように証言している。

1 星野第一審第4回公判・40丁裏～

< 弁護人 >

それから後に判明した中村巡査ですけれどもこの人をシャッターの前でかこんでいた状況についてお聞きします。この現場では星野君は見てるわけですか

か。

星野さんというかたちでは見ていないです。（下線引用者。以下同）

どうかたちで見えていましたか。

先ほど申しあげましたとおり四、五人の人間がいて**その中にきつね色の上下を着てる人がじゃっかん半身くらい影だけ見えた**わけです。それが中肉中背でまあ、ぼくが知ってるのはだれかというかたちで。

今でもその印象は覚えてますね。

当時のその場の状況ですか。

その中肉中背できつね色のうんぬんという。

うっすらとですが、覚えてますね。ただ**取調べの段階のごっちゃになってどこまでが事実なのか自分でもわからない**ですけども

今この被告人を見てこの人がこの現場でちらっと見たいわゆるきつね色の背広上下の人だということは言えますか。

それはちょっと絶対言えないことだと思います。

2 星野控訴審第7回・38丁表

< 弁護人 >

クリーム色の背広上下、これは、警察や検事から出された。

ものではないです。

あなたの、だれからも影響をされていない自分自身の記憶と言うことになるわけですか。

いや、星野さんがその服装をしていたというんじゃなくて、先ほど申しあげました点在する記憶の中で、まあ警察の取調べもそうですけど、**事件の現場に、そのきつね色の上下の人がいた**ということは**記憶がある**わけです。そこから、逆にさかのぼって行って、最初あった時にその服装だったというような供述になったというように記

憶していますけれども。

第3 K r の公判証言の位置づけ

上掲のK r 証言は、確定判決の認定事実①の中村巡査殴打者を、現場でK r は「星野さん」と識別していたわけではなく、「きつね色の上下を着てる人」と特定していた、と言明しているに過ぎない。K r の公判証言は、殴打者を再審請求人と特定する直接証拠として扱うことはできない。

第4 特別抗告棄却決定は「きつね色」を否認した

そして、既に述べたように、本件第1次再審請求特別抗告の棄却決定において、最高裁は「本件当日の再審請求人の服装が薄青色の上着であった可能性が高く、この点に関するK r 供述には誤りがあると認められる」と判示した。

ここに、殴打行為者を服装の色から再審請求人とする原判決の証拠構造は崩壊したのである。

第5 K r の公判証言に現れた捜査段階供述の問題性

以上により、再審請求人と確定判決の認定事実①との結びつきについては、K r は上記第2で引用した公判証言により明確に否定した。しかしながら、確定判決は、捜査段階における2. 14 検面及び4. 26 検面にのみ依拠して、再審請求人の中村巡査殴打行為を認定する。

そこで、この捜査段階供述の任意性及び信用性を検討すべく、供述調書作成過程の問題点を同人の公判供述から明らかにする。

1 K r 供述自体の脆弱性

すでに検討したとおり、確定判決は、再審請求人を有罪とするにあたり、再審請求人が中村巡査を殴打していたとするK r 供述に依拠している。

まず、K r 供述自体が、容易く信用できない特徴を有していることに留意しなければならない。

すなわち、第一に、K r 供述は、共犯者供述である。共犯者供述は、一般に自己の罪責を免れようとして、引っ張り込みの危険性があることは広く知られているところであるところ、本件においては、事件直後の1971年11月18日、後藤田警察庁長官が徹底取締の談話を発表し、本多警視総監も「守りから攻めへの積極姿勢」を捜査官に訓示し、警察当局幹部の厳命によって、社会的に納得する「首謀者の割り出し」が急がれ、実際に、デモ参加者の中から未成年ないし20歳代の学生が一斉検挙されて「首謀者」が割り出しがなされており、「共犯者自白」の上記危険性が最も作用する外的状況にあったものである。

第二に、K r は、供述当時19歳の少年であった。少年が、一般に捜査官の誘導、強要に屈しやすい性質を持っていることはよく知られている。さらには、逮捕直後の初期段階に、同人の父親を呼び出して「説得」までさせているのである。

第三に、K r 供述の時期及び変遷である。K r 供述は、自らの犯行関与について大きな変遷を経由しており、自白→自白撤回・否認→再自白→家庭裁判所での再否認→検察官送致での再々自白→控訴審での否認と揺れ動き、28通もの調書が作成されている。しかも、成人の場合の逮捕・勾留日数は最大23日間であるが、K r の場合には、少年であることから家庭裁判所送致・検察官逆送等の経緯もあって、約3か月近くもの間取調を受けているのである。確定判決が依拠する4・26検面が、同時に依拠する2・14検面から2か月以上も経っているのは、このような経緯があり、4・26検面は、捜査の最終段階において作成されたものであって、検察官が全体のつじつま合わせをしたものである（にもかかわらず、整合して解決しきれなかった問題として服装の色が、同人の公判証言を契機に浮上することは後述する。）。以上のとおり、K r 本人の関与について著しい変遷が認められる捜査段階における供述調書について、信用性を容易く認めることはできない。

2 わずかな記憶・断片的記憶

実際、K r は、以下のように、3か月も前の出来事についてのわずかな、断片的記憶しかなかったにもかかわらず、そこに強引な誘導があり、供述を変遷させるのである。

(1) 星野第1審第4回公判・9丁裏

< 検察官 >

ただ、いまのほかに具体的なのは、四月一六日〔引用者注：K r 4. 16 検面は存在せず。「二六日」の誤記だろう〕付調書では、星野さんが鉄パイプ、道案内の男がバール、氏名不詳の一人が竹竿を持って機動隊員のヘルメットをかぶった頭や肩のあたりをなぐりつけていました、というのが、検察官調書にあるんですがね。そのほかは、特別にはっきり記載したのではないんですが、現在の記憶はどうでしょう。

その部分の調書は、さきほども申しましたように、個々の人間をある程度特定しているわけですね。その、調書の上で特定していく段階で、若干、記憶以上に越えているということを、前回の証言でも述べましたけど、その点と、もう一つ、**位置関係も、ぼくははっきり覚えてなかったわけですね。調書には、はっきり憶えていたというふうに記載されているわけですが、なぜ、そういうふうに記載されているか**ということは、**ぼくは現場検証に連れて行かれたとき、すでに、そこに位置関係が石墨で道路に書いてあった**ということが一つあります。それから、記憶として、確かに四名なり五名なりの人間が機動隊員をなぐっていて、そのあと、すぐ来たわけですね。なぐっていた部分というのは、主に顔とか肩だったというふうに、記憶はしてますけど、現在、事実としての詳細の記憶はあまりないです。

(2) 同・14丁表

< 検察官 >

二月一四日付と二月一六日付の検察官調書では二月一四日付のほうでは、星野が鉄パイプでなぐりつけながら、殺せ、殺せと、かすれたような異様な声で叫び続けていたのが印象的でしたとあるんですがね、もう一つの二月一六日付のほうでは、証人が竹竿でなぐたりしたあと、私が一、二歩さがったとき、星野の、殺せ、殺せというかすれたような、異様な声を聞いたんです、という記載になっているんですがね、その点の記憶は、現在、どうですか。

そういう形での記憶はないです。ただ、繰返すようで申し訳ないんですけども、**記憶の事実を離れて、調書がそういうふうに特定されていった**ということについては、ぼくは、ある程度覚えています。

(3) 同・42丁表

< 弁護人 >

取調べのときはあなたの記憶のとおり最初に見たときにきつね色の背広の人は正面にいたとかあるいは右前にいたとか述べたんじゃないんですか。

記憶のとおりじゃなかったと言いますか、ある程度のわずかな記憶があってそこにこうなんじゃないかという憶測が重なって行って調書になっていったというかたち、ありますけれども。だから**記憶そのものではなかった**と思います。

(4) 荒川第1審21回公判・90丁表

< 弁護人 >

その点に関して誰かほかの人間の調書は検事が読んだのですか。

読んだと思いますが、**取調一貫しまして最初からお前こうこうこう**いうふうにして**こういうことをやったろう**。ほかの人間が**こうこう** **こういうことを言っている**と**最初に聞かされる**わけです。それが一つの**先入観としてあった**と思います。だからそれは余計記憶とごっ

ちゃになったと思います。

3 病気・長時間取調べ

1972年2月2日当時、突然逮捕されたK rは蓄膿症を患っており、これに目をつけた警察・検察は、治療を受けたければ言うことを聞けと脅し、実際に取り調べに応じた後に病院に連れて行き治療を受けさせている。

(1) 破防法違反被告事件(被告人松尾眞)第56回公判・93丁表

<弁護人>

逮捕された当時、あなたの健康状態の話があったんですが、何か病気にかかっていたんですか。

それも、前の公判で申し上げましたが、慢性副鼻腔炎、いわゆる蓄膿症の手術後まもなくで、通院していたときだったです。

手術はいつやったんですか。

手術は、一月の四日だったと思います。

入院したんですか。

一〇日か二週間だったと思いますけど、しました。

それで、退院後はどうしていたんですか。

寝ていなければならないということじゃないんで、本を読んだりの生活をしながら、通院していました。

どのくらいの頻度で通院していましたか。

退院直後は毎日だったと思います。

二月二日に逮捕されたということですがけれども、二月二日頃、まだ通院していたんですか。

その頃は二日にいっぺんぐらいじゃなかったかと思います。

じゃ、逮捕されてからも、つまり身柄を拘束されてからも、通院していた

んですか。

はい。

どこに拘束されましたか。

巢鴨警察です。

何日に一回ぐらいずつ通院していたわけですか。

二日にいっぺんは行かせてもらっていたと思います。

(2) 同・95丁裏

<弁護人>

取調は毎日、行われたんですか。

取調は毎日です。

通院した日も行われていますか。

もちろん、朝行って、それから、またもどって、取調を。

何時から何時まで取調を受けたんですか。

はっきりした記憶はないんですけど、通院した医院が始まる前に行くわけですから、もう八時頃には、病院に行ったと思います。で、三〇分ぐらいで帰ってきて、取調で、時間的にははっきりしないですけど、晩めしが五時か六時頃ですね。それで、帰ろうと、ほとんど、みんな寝ていましたから、たぶん九時か一〇時頃まではやっていたと思います。

4 検討

(1) 以上列挙したように、中村巡查殴打現場に関して、K r は断片的でわずかな記憶しか保持していなかった。これは、人間の認知能力と記憶との関係で通常起こりうる事象なのである。機動隊官が自分の属するデモ隊に殴打され火炎びんを投げつけられるという、きわめて非日常的かつ強烈な情動を喚起する場面の記憶の特徴であり、「とても怖かったので、よく覚えている」というのは何らの根拠も有しな

い俗説である。

また、K r に対する取調べは、肉体的・精神的に苛酷な状況で行われた。約10日間の入院を要した慢性副鼻腔炎の手術のおよそ1ヶ月後、まだ通院中に逮捕され、勾留中も2日に一度代用監獄から通院していたという状態で、連日にわたり夜の9時から10時ころまで取調べを受けたのである。

したがって、K r の捜査段階供述は、その任意性及び信用性が強く疑われる脆弱なものと言わねばならない。

(2) 確定判決は、このような捜査段階の供述内容を自ら否定したK r の法廷証言を軽視する。最近のいわゆる「足利事件」においても暴露されたごとく、自白偏重・調書重視・法廷証言の軽視という今日の刑事裁判を支配し続ける「悪弊」、伝聞法則の誤った適用、まさに「冤罪の温床」に確定判決も例外ではない。そこで、確定判決が、持ち出した法廷証言無視の口実が、被告人（再審請求人）に対する証言時の各証人の「遠慮・気兼ね」論である。

だが、次のK r 証言は、率直かつ説得的に、その口実を打ち破っている。

(3) 「遠慮・気兼ね」について

星野第1審第4回公判・107丁表

<裁判長>

ほかの人にも聞いたんだけど、あなたは、荒川、奥深山被告のときの法廷で、星野君のことを述べることと、今日、星野君を前にして述べることと、同じような気持ちですか。

本人を目の前にしたら、違いますね。

どういうふうに違いますか。

少なくとも、さきほど裁判官が注意されていましたが、ぼくに対して短く答えろと、本当に真剣に答えようとしたら、自然に長くなる

と思うんですね。それを断ち切られたらたまんないな、という感じがありますね。そんな感じですね。とにかく、ぼくは分離公判を受けて、早く刑務所を出てきたわけですがけれども、それに対して、やっぱり、一つの責任があって、少なくとも、そういういい加減な調書を残してきたわけですがけれども、それに対して一つの責任があるわけで、やっぱり、より正確に、というんですか、記憶と調書との差とか、あとあいまいな部分とか、はっきりさせたいということですね。

しゃべりにくかったという点はないですか。

それは別段ないですね。

5 まとめ

以上のとおり、確定判決は、K r 供述に全面的に依拠して、殴打行為の有罪証拠とするが、その核心証拠たるK r 供述はおよそ信用することはできず、有罪認定は、根底的に覆されることとなる。

第7章 確定判決の認定事実②（火炎びん投てきの指示）の検討

第1 確定判決の証拠

確定判決が適示する証拠は、A oの2・16検面及びA rの4・12検面の二つしかない。

しかしながら、A o及びA rはいずれも検面調書の供述内容を公判で撤回している。すなわち、A oは、荒川・26回において再審請求人の指示は聞かなかったとし、星野・3回及び控訴審・8回においても同旨の証言をしている。

A rも、荒川・29回において「火炎びんを投げろ。」との「指示」が誰の声だったか分からないと述べ、星野・2回においても、同指示が再審請求人の声だったか判然としないと述べている。

したがって、再審請求人と火炎びん投てき「指示」との結びつきについては、物証や第三者目撃証言等の強力な証拠は一切なく、公判証言でその内容が明確に否定されたA o及びA rの捜査段階の上記各検面しかないのであり、証拠構造上、同各検面の任意性・信用性が崩れれば、確定判決の事実認定に合理的疑いが生じることは明らかである。

第2 「星野による火炎びん投てきの指示」を否定したA oとA rの公判証言

1 A o証言

(1) 荒川第26回・6丁裏

<検察官>

前の調べの時には火炎びんも持っていたというふうに供述した覚えがある。

あります。

そこで声を出して何か言ってる言葉で記憶のある言葉ありますか。

やれとか、殺せとかいうふうな言葉。

だれが言ってたんですか。

わかりません。

大勢でそういうことを言ってたんですか。それとも、一人がそういう声を出してたんですか。

大勢ということでもないですけども、一人ということでもなかったと思います。

(2) 星野第1審第3回公判・35丁裏

< 弁護人 >

一人の人が機動隊員の倒れているところから離れて、そのあとであなたはだれかの声を聞いていませんか。

聞いていません。

火炎びんが投げられたわけですが、火炎びんを投げろという声を聞いていませんか。

聞いていません。

火をつけろという声は。

聞いていません。

検察官の取り調べを受けた当時からそれは聞いていなかったということですか。

そうですね。

(3) 同・70丁裏

< 弁護人 >

それから星野という人がそこでどういうことを言っていたか記憶は、思い出しませんか。今の殺せという声があった前後ころ。

星野さんの声だったかどうかよくわかりません。

そのころ、星野さんはあなたたちに、殺せ殺せとかすれた声で命令したという記載が、前の調書にあるのですがね、そういう記憶はありますか。

声の感じだけだからよくわからないですね。

(4) 星野控訴審第8回・39丁裏

<弁護人>

それから、星野君が「火をつけろ」というふうなこと言ったと、こういう供述がありますね。

はい。

これは、事実ですか。

それは違います。

これは、二月一二日の調書の中から出てくるけれども、違うわけですね。

はい。

これも、あなたが火炎びんを投げたというふうに認めることと結び付いているわけですか。

そうです。

あなたは、火炎びんは投げてないですね。

はい。

そうすると、投げたというふうに認めれば、だれが投げろと言ったということになるわけですね。

そういうことですね。

星野については、まあ星野のような声でということですか。「銃を奪え」ということは聞いているわけですね。

はい。

星野とは結びつけないで、「火をつけろ」という声自体を聞いていますか。

聞いていません。

この現場で、火炎びんが投げられたということは知ってるんですか。

あとから聞いては知ってますけれども、その現場では知りませんでした。

火炎びんが投げられる前に、あなたはその現場を去ったということになる
んですか。

はい、そうです。

2 Ar 証言

(1) 荒川第29回公判・62丁裏

< 検察官 >

その後はどうなったんですか。

回りで火炎びんを投げろという声がして火炎びんを投げました。

それは、だれの声わかりましたか。

ちょっとわかりません。

その機動隊員の回りには、当時、どれ位の人が居たんですか。

回りに居た人間だけでも投げた時には二十名近く居たんじゃないで
すか。もうそのころには後ろから来た人間がだいぶ追い付いていま
したから。

火炎びんを投げろというような話があって機動隊員の回りからみんな離れ
たわけですか。

離れなかったと思います。

(2) 同・70丁裏

< 検察官 >

それから星野という人がそこでどういうことを言っていたか記憶は、思い
出しませんか。今の殺せという声があった前後ころ。

星野さんの声だったかどうかよくわかりません。

そのころ、星野さんはあなたたちに、殺せ殺せとかすれた声で命令したと
いう記載が、前の調書にあるのですがね、そういう記憶はどうですか。

声の感じだけだからよくわかりませんね。

(3) 星野第1審第2回公判・28丁裏

<弁護人>

それから、火炎びんを投げろという指示ですね、この言葉があったかどうかはどうですか。

ありました。

それはだれが言ったんでしょう。

わかりません。

検察官の取調べを受けた当時は、だれが言ったというふうに供述したか、覚えてますか。

星野さんというふうに言いました。

取調べの当時は星野さんだと思っていたんですか。そういう指示を出したのは、

当時も、さっき言ったように、指揮者であるから、星野さんの声だろうというふうに思っていたわけです。で、供述したときも、そのまま言いました。

<裁判長>

もう一度言ってください。

当時、現場で星野さんが指揮者であるというふうに思っていたわけですが、その後、ずっと思い込んでいたのを、そのまま供述でも供述したわけです。

<弁護人> 30丁表

そうすると、その言葉を発した現場を見たとか、声の調子がそうだとか、あのかすれ声は星野さんだとか、そういうことは、本当はわからないわけですね。

言ってる人の顔は見てないですね。

3 上記公判証言の検討—いわゆる「耳撃」証言について

以上列挙した公判証言により、A o も A r も、再審請求人の火炎びん投てきの指示を公判廷で極めて明確に否定している。

ここで、両人がともに証言している「声の感じだけだからよくわからない」という点について特に検討を加える。本件ではA o およびA r による声による犯人識別証言の信用性が問題となっているところ、確定判決は、心理学の専門知見からすると、およそ声による識別は信用するができないことは明らかである。すなわち、「eyewitness 目撃者」に比する犯罪心理学上の概念「earwitness 耳撃者」における発話者の同一性識別の問題である。

新証拠として、A・ダニエル・ヤーミー（カナダ・ゲルフ大学名誉教授）の論文「発話者同一性識別と耳撃記憶」（巖島行雄教授訳・『季刊刑事弁護』No.58～60；弁17～19号証）を提出した。これによれば、同一性識別の正確性の確信度については、司法制度は耳撃者よりも目撃者の確信度に信頼を置くべきであり、声による識別の耳撃証言は、目撃証言よりも事後情報に有意な影響を受けやすいというのである。すなわち、声を聞いた後に、誤った情報を与えられることにより、先に学習した記憶内容が歪められてしまう現象である。本件において、火炎びん投てきの指示をしたのは再審請求人であるという強力な示唆・誘導の存在は、上掲各証言が繰り返し語っているところである。

また、既知の人物に対する誤った同一性識別は、証人の抱く期待によって生じうる、と同論文は指摘する。上掲A r の「指揮者であるから、星野さんの声だろうというふうに思っていた」という証言は、まさにこの典型である。

さらに、同論文は、声の同一性識別の記憶は、時間の経過とともに急激に減衰するという。ある研究実験によれば、1週間、2週間、3週間の遅延により、それぞれ50%、43%、9%と低下した。本件においては、事件発生から少なくとも約13週経過後の供述であり、その減衰は極めて大幅と見なければならぬ。

これらに加えて、同論文は、複数の犯人が関わる犯罪は、認知的干渉によって証

人の記憶力が抑制されるという。本件では、この複数性について多くを語る必要はあるまい。「火炎びんを投げろという声がしたとき、機動隊員の回りにはおよそ20人の人間がいた」のである（上掲A r 証言）。

したがって、再審請求人の火炎びん投てきの指示を否定するA o ・ A r 証言の証拠価値は極めて高いといえることができる。

4 小括

以上により、再審請求人による火炎びん投てきの指示という確定判決の認定は誤りであることが、A o ・ A r の法廷証言を通じ、新証拠である心理学の知見により明らかになった。

第3 A o ・ A r の公判証言に現れた捜査段階供述の問題性

1 A o 供述の信用性について

(1) 利益誘導の存在

星野控訴審第8回・6丁表

< 弁護人 >

検察官が控訴することについては予め話があったんでしょうか。

いえ、どれだけ軽い刑でも控訴しないというふうなことは聞いたんですけれどもね。

控訴するという話は聞いてなくて逆に、控訴は、軽くてもしないというふうに聞いていたということですね。

ええ。

そういうことをだれが言ったんですか。

中津川検事。

当時の捜査検事。

はい。

ところが控訴されたということですね。

はい。

(2) いわゆる「切り違い」尋問による誘導

同・32丁表

<弁護人>

具体的に、誰それがこう言っているよという話などないようですが、ほかの人も認めているんだぞと、もうこのことは分かっているんだというような趣旨の話はありませんでしたか。

それは、ありました。

そうすると、自分だけ認めないということについては、情状とかそういう面で、どう思いました。

やっぱり情状酌量というか、そういうふうな意味では取り残されちゃうというか、自分だけ情状が悪くなるというふうな印象を受けました。

(3) 再服役の恐怖による迎合

同・44丁裏

<弁護人>

そういうことが分かっているようなんですが、裁判官にとっておそらく疑問だと思えるんですけども、あなたの公判で、あなたの公判の延長であった荒川君の公判も含めてですけども、火炎びんを投げたのか投げないのか、どうもはっきりしないと、趣旨が不鮮明であるということなんですが、どうしてはっきり言えなかったんでしょうか。

怖かったんですよ、また刑務所へ戻らなければならないしね。

それで刑務所へ行ったばかりで、とにかくそこで生活するということがつらいことで、自分で逆な意味での自己暗示にかけちゃったのかもしれないんですけども、一回刑務所へ入ってもらえば

分かると思うんですけども、そういうふうな怖さがありましたね。事実を事実で言うのは当たり前なんですけど、その当たり前のことが、自分自身の公判のときできなかつたし、そういう事実を事実として言うことが怖いんですよ。実際僕の公判のとき、そういうふうに感じて終わってしまったんですけどね。全くばかげたことごとなんですけど、そういうふうな印象の連続として、この間の公判があったというふうに認識しているんですけど。

現在では、そういう怖さからは離れられておるわけですね。

そうですね。

そうすると、あなたの公判も含めて幾つかの公判で供述しているけれども、一番はっきり事実が言えるのは今ですか。

そうですね。

2 Ar 供述の信用性について

(1) 記憶の断片性

荒川第29回公判・71丁表

<検察官>

そうすると、位置関係が、時間に従って変わったということですか。

そうですね。いろいろ動いたように思いますけれども。

殴っている人の位置が。

え。自分の記憶にあるのは、ずうっと通して見ているよりも、ところどころ覚えているというか、ところどころ、なんと言うか、つながって見えているわけです。

(2) 母親が毎日取調室に来ていたこと

荒川第1審第30回公判・71丁裏

<弁護人>

なんか自供する理由として、あなたは両親が毎日来ていたというふうに言っていたのですけれども、いつころから毎日来ていたのですか。

取調が始まってすぐです。

じゃ逮捕後すぐということ。

はい。

毎日のように。

毎日です。

両親揃ってですか。

母親だけです。

どこで会いました。

取調室です。

あなたとお母さんと二人で。

いゝえ。

警官の立会で。

はい。

(3) 父親に取調室で殴られる

星野控訴審第12回・18丁裏

< 弁護人 >

あなたが供述を始めて、供述をずうっと続けていく際の状況についてお聞きしたいんですけど、一番最初に供述始めたのが再逮捕の前日というふうにお聞きしていいですか。

そうですね。

で、その直前に何かあなたはショックを受けることの体験がありませんか。

あります。

どういうことですか。

父親に殴られたことです。

いつですか。

いつかはちょっと分かりません。

再逮捕との関係でいくと？

一日、二日前だったと思いますけど。

事件関係の供述を始める日との関係でいくと

その前日ですね。

場所はどこですか。

取調室です。

どこの？

警察。

警視庁？

警視庁です。

．．．．

どんな人物がいた場ですか

そのときいたのは父親、それから母親がいたかどうかちょっと記憶にないんですが、あと中津川検事と結城刑事ですか、それは覚えています。あと、外にいたかちょっと思い出せません。

その場でそこにいた人物は、あなたも含めて、何をしていたんですか。

私に黙秘を解いて話すように説得していたわけですね。

(4) 切り違い尋問

荒川第1審第30回公判・60丁裏

<被告人>

だから、実際には調べの段階で出てきたというのは、だれがこういうことを話しているとお前がこういうことをやったんだというふうにだれかが言っていると、こういうふうに具体的にいったのはだれですか。そういうことはいわれましたか。

< 裁判長 >

だれだれがこういうことしゃべっている、こういうことしゃべっているというようなことは、取調の段階でいわれましたか。

はい、そういうことも聞きました。

< 被告人 >

それはだれから聞きましたか。

取調の刑事です。

3 小括

以上のように、A o および A r の公判証言は、同人らの捜査段階の供述が、明らかに違法な取調べにより、あるいは断片的記憶の強引な連結により、得られたものであることを明らかにした。

したがって、同人らの捜査段階供述の任意性・信用性は皆無である。

第8章 結語

以上によれば、本件新証拠と旧証拠とを総合的に検討すると、確定判決における事実認定につき合理的な疑いが生じているのであるから、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則を適用して、再審請求人に対して再審開始決定がなされなければならない。

以上